

平成24年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年12月7日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年12月14日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成24年12月14日 午後2時36分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	欠
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	
	総務部長	中島 直宏	農林課長	
	企画部長	松尾 保幸	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	堤 一男
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	池田 栄信
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	山口 健一郎
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	三根 清和	茶業振興課長	宮崎 繁利
	総務課長	永江 邦弘	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長	井上 親司	水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

## 平成24年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年12月14日（金）

本会議第4日目

午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	西村信夫	1. 給食センター統合計画及び調理業務の民間委託について 2. 旅館・ホテルの防火対策について 3. 道路整備計画について
2	田中平一郎	1. 塩田給食センター問題について
3	山口要	1. 年度予算編成について 2. 行政運営における諸問題について 3. 観光問題について 4. 教育問題について 5. 過去の提案について

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は神近議員が欠席であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。15番西村信夫議員の発言を許します。

#### ○15番（西村信夫君）

皆さんおはようございます。通告の順序に従いまして、一般質問を行います。

今回は、私、大きく分けまして、給食センター統合計画及び調理業務の民間委託について、それから、旅館、ホテルの防火対策について、3点目に道路整備計画について質問を提出いたしております。

それでは最初、給食センター統合計画及び調理業務の民間委託についてから質問をさせていただきます。

文部省通達で、学校給食業務の運営の合理化について、1985年をきっかけに給食調理員の非正規化、調理業務の民間委託がどんどん進んでおります。

委託された学校調理現場では、偽装請負が常態化していることを問題として、2010年3月17日、衆議院文部科学委員会で学校給食の民間委託について質疑が行われております。

その中で、学校給食の民間委託について川端文部科学大臣は、行政改革の中でより効率的、より効果的な行政執行という観点からいろいろな施策が取り入れられているけれども、学校給食法の本来の目的、果たすべき役割、食育の基本理念を損ねてまで効率化するのは本末転倒だということで、事実上、学校給食調理業務の民間委託を批判されております。

また、当時の原口総務大臣は、行革推進法では一人一人の子どもたちの育ちはどうあるべきかという観点よりも、まさに削るための観点であり、今の時代に合わない条文であるということで指摘をされております。

本当に小さい子どもたちの命を守る観点からも、私たちはしっかり議論を前に進めてまいりたいという再度の答弁もされております。

そのようなことで、行革推進法第55条第3項、学校給食調理員などの削減を定めた行革推進法は、2010年4月1日で終了されておるということで認識されております。

にもかかわらず、嬉野市給食センターの統合と調理業務、それから配送業務を民間委託するという計画であります。

今回の計画は、現在の嬉野市の給食業務の運営から、民間会社に給食の調理業務と配送業務を全て任せてしまうということなんです。

委託になれば、嘱託員の人事権、それから指揮命令も請け負った会社の責任者が行われます。嬉野市の給食センターはありながらも、市役所の関与できない調理室ができてしまいます。安全管理、それから事故があったときの所在的な責任、現在の嬉野、塩田の給食センターに及ぶべくものではないと私は思っております。

また、経費削減についても年間800万円と試算されておりますけれども、私は子どもたちは次の世代を担う宝であり、教育予算を削減すべきではないと考えております。

学校給食の民間委託は、今まで多くの人たちの努力によって充実、発展してきた嬉野、塩田の学校給食センターの流れを大きく変えるものであって、統合と民間委託については私は断じて認めるわけにはまいりません。

それでは、以下、具体的に質問をしたいと思っております。

まず第1点目、学校給食は教育の一環として位置づけられているにもかかわらず、効率化を優先して統合が推し進められております。

先般、行われました議会と語ろう会の中でも、依然として厳しい反対意見が続出をし、市民の理解はこれでは得られないのではないかと私は受けとめておりますけれども、市長、教育長の見解を求めていきたいと思っております。

2点目、学校給食法で、義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければなりません。学校給食に従事する職員の給与等は設置者が負担すべきであると。こう

ということが条文に載っております。これは学校給食法第11条第1項で定めてあるということで、調理業務を業者委託するのはどうかと私は思いますけれども、そのあたりも市長と教育長に求めたいと思っております。

3点目、学校給食の調理業務が委託された場合、自治体職員である栄養士は調理業務の一般的な業務は指示ができないということで、安全・安心な給食事業が果たしてできるのかどうか、その点を問うていきたいと思っております。

4点目、市が購入した食材を委託業者が調理することは、国の基準では違反すると、これは派遣法に抵触するのではないかという見解もあるようですけれども、市長、教育長の考えを求めたいと思っております。

それから大きな2点目、旅館、ホテルの防火対策についてということと道路整備計画につきましては、質問席から質問をさせていただきたいと思えます。

壇上からはこれで終わります。

**○議長（太田重喜君）**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

皆様おはようございます。西村信夫議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、給食センターの統合計画及び調理業務の民間委託についてということでございまして、私と教育長へのお尋ねでございますので、後ほど教育長のほうからもお答え申し上げます。

第2次行政改革におきましては、第1次の場合よりも厳しく取り組みをしなければ成果を得ることはできないと考えております。そのような中で、現在の少子社会にも対応した事業の展開が求められているところでございます。

地域の皆様にはいろいろなお考えがあられるものと承知しておりますが、子どもたちの健康を守り、安全・安心の給食を行うために、現在、教育部局のほうで検討中でございますので、方針が決定いたしましたら、また御説明も申し上げたいと思えます。

さて、お尋ねの調理業務を外部委託した場合についての解釈でございますが、給食センター所長に市職員を配置し、現場部門を委託することで問題は生じないと考えております。

次に、栄養士につきましては、献立表の作成につきましては栄養士が作成することにいたしておりますので、検食を実施しながら事業を行うこととなりますので、問題はないと考えております。

次に、市が購入した食材を委託業者が調理することは違反するというところでございますが、人員について配置をしていただき、市食材の調理については受託する責任者へ給食センター所長等の指示で行いますので、問題は生じないと考えておるところでございます。

以上で西村信夫議員のお尋ねについてお答えをいたします。

**○議長（太田重喜君）**

教育長。

**○教育長（杉崎士郎君）**

給食センターの課題についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目でございますけれども、給食センターの統合につきましては、さきの各議員からのお尋ねにお答えしておりますとおり、行政改革の委員会での答申でございます、行革の成果を私ども教育委員会部局でも表明しなくてはならないと思っております。

したがって、現在の給食センターを利用しながら行政改革の手法を徐々に、段階的に行ったりする方法がないものか等について、今後、研究をしてみたいと思います。

2点目についてでございますが、学校給食法第11条第1項では「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」となっております、給食食材にかかわるもの以外の経費については市の経費で負担しております。

現在の調理員、運転手は非常勤嘱託職員として雇用しております。調理業務委託については、昭和60年1月21日付の体育局通知、学校給食業務の運営の合理化についてより、衛生安全管理や献立作業、学校給食の理解、協力を得るなどに留意し、合理化推進の一方策として民間委託も可能であることが通知されているところであります。

3点目につきましては、佐賀県内の給食センターの業務委託状況として、佐賀市、武雄市、江北町でも給食調理及び配送業務、また伊万里市では配送業務の委託を行っております。

委託業務を行っている自治体では、県より配置されている栄養教諭または栄養士と、業務委託先で雇用されております栄養士が、日々、安心、安全な給食業務の内容のミーティングの場を持って業務に当たっていると伺っておりますので、このような方法で対処してみたいと考えております。

最後の4点目につきましては、先ほど説明いたしました体育局通知によって業務委託であれば問題ではないというふうに思っているところでございます。

以上の見解を持っております。

**○議長（太田重喜君）**

西村議員。

**○15番（西村信夫君）**

給食問題につきましては、今回の議会では6名の議員の方が問題提起をされております。あと、お一人、私の後にされますけれども、合わせて6名です。

こういう事態が発生したのも、非常に給食問題の変わる統合問題、それから民営委託の問題、市民感情として、心の問題として、今現在、非常に問題提起がなされておる状況でございます。

その中で、きのう、おとといと一般質問の中でも、給食の統合問題につきましては、段階的に、25年度に計画を進めていくというふうなことでございますけれども、この計画を進めるに当たっては、まず当初に質問したいのは、第2次行政改革委員会の答申と、そしてまた給食センターの統合、民営委託について、今日、非常に塩田町の間でも議論されておりますけれども、反対運動がなされておるということを伺っております。

答申の計画と給食センターの今度のいろいろな問題の中で、塩田の方々が反対運動をなさっておりますけれども、答申とその民意の見解ですけれども、どちらを重きに置いて考えていらっしゃるのか、まず市長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私は、もう一貫して最初からお話しておりますように、子どもたちに安全・安心の給食をいかに提供していくのかということのを第一に考えてきたところでございます。今後ともそうでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そしたら、第2次行政改革委員会の答申に重きを置いていると言うけれども、委員会は十数名の方に議論していただいておりますけれども、全てがこの答申どおりに進めていくと、民意はさておいて進めていくというお考えなのか、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

行革というものにつきましては、これはもう当初からの性格上、議会からもいつも厳しく指摘をいただくところでございまして、行革の成果を上げていくというのが当然、私の責務となっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回の行革の答申につきましては、教育予算まで削って進めていくというのが、私は大き

な問題ではないかと考えておるところでございます。

そういうことで、問題提起を先に言っていきたいと思っておりますけれども、民営化に当たって、この問題点はどうかということなのです。

今現在、嬉野、塩田、嘱託職員の方が懸命に努力をして、安心、安全な給食の提供を子どもたちに行われております。そういう中で、全てこの民間になった場合、調理業務とそしてまた配送業務、これが民間になった場合についてはデメリットはないと、この間、数日前の議会でも言われましたけれども、私は大きな問題としてデメリットばかりじゃないかと考えております。

まず1つは、民間委託になった場合については、どういう影響があるのかということですが、学校給食に民間企業を参入させることは、教育の一環として学校給食が軽視されることなんです。その中で働く調理員の方は、低賃金のパート、そしてまた非正規労働者を使い回して、食の専門性より企業の利益を最優先させるものと私は受けとめておりますけれども、教育長はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思います。

現在、嘱託職員の方に調理業務を委託しておりまして、全力を挙げて安心、安全な給食をしていただいております。

したがって、例えばそういう形で業務委託をした場合にも、同じようなレベルでお願いするというようお願いしていく方針を考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

同じような方法といえども、しかし、今、私も冒頭申し上げましたように、調理員の方が嬉野、塩田にいらっしゃいまして、そしてまた配送業務の人、運転手の方がいらっしゃいます。そういうふうな方が、民間のほうに委託された場合ですね、その給与は誰がお支払いするのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

業者に市のほうでお願いをするわけですので、もともとは請負をお願いした、発注した市のほうからの支出ということになるかと思っております。



以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

学校給食法では、条文としてうたわれておりますけれども、義務教育諸学校の設置者は学校給食が実施されるように努めなければならないということで、職員の給与については設置者が負担すべき、人件費も含めてというふうなことでなっておりますけれども、そのあたりの見解はどうか。民間業者の方がその調理員にお支払いしていいのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほど壇上で申し上げましたけれども、学校給食法の第11条の1項にはそういう具合になっておりますので、食材を除く部分については市のほうが負担をするということになりますので、契約の要綱として結んでいけば可能であるというふうに思っております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

契約の要綱というふうなことでありますけれども、基本的には条例のほうに従えばですね、やはり設置者、市役所のほうから調理員の給与、人件費は支払うべきだというふうなことにうたわれております。

さておいて、それはもう横に置いて、見解の相違もありますけれども、その点、次に入っ  
てまいりたいと思っております。

それから、もし調理業務と配送業務、委託した場合ですね、現在、栄養士さんがいらっしゃると思いますが、栄養士さんは委託された調理員さんに指揮命令ができないというふうなことでなっておりますけれども、そのあたりの見解はどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほど3点目についてお答えをいたしたとおりでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そしたら、現在ですかね、今、調理員さんがいらっしゃる、そしてこれが計画どおり民間委託になった場合、今現在の栄養士の方が委託された調理員さんに指揮通達ができますか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたしたいと思いますが、3点目でお答えしましたように、ミーティングの場を持ってですね、そこで協議をするという手法をとっておりますので、そういう前例もございますので、そういった形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

これは、基本的には民間の調理員さん、配送業者、配送の人たちに現在の栄養士さんの指示通達をすれば、偽装請負になるということがここに抵触するわけですよ。

そのあたりは、教育部長は勉強されておるとお思いますので、そのあたり、教育部長、どういう見解をお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、業務委託をした場合には、職員は受託先の従業員については指揮命令はできないというふうに解釈しておりますので、受託先の栄養士にうまくミーティングをしてですね、計画を持って受託先の栄養士のほうから従業員には命令をしていただくというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そしたら、栄養士さんが2人いることになるわけですね。そしたら、受託先の栄養士もそちらのほうに配属するわけですか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

あくまでも、その受託者のほうで栄養士さんたちを雇っていただきますので、そういった

面を含めて委託料が高くなるというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そしたら、当然、これはもう偽装請負というふうな言葉が今出ましたけれども、全国的にこういった例が120万人ぐらいの人たちがこういう中で、偽装請負の中で働いている労働者がいらっしゃるといふふうなことで、全国の労働局のほうから全県自治体に対して通達があつておると、こういうふうなことをしてはいけませんよと。これはなぜしてはいけないかというのは、指示通達をすれば派遣業に抵触するわけですよ。そのあたりの見解はどうですか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、議員のおっしゃるとおりで、指示、命令をすれば派遣業務に該当するので、これは偽装請負になるということで、国のほうからもそういったことのないような指示があつておりますので、偽装請負にならないようなことで委託を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

現在の栄養士の方は、やはり献立をつくって、それぞれのやっぱり指示、そしてまた注意、義務、そしていろいろ注意をして立派な給食を提供されておりますけれども、民間委託された場合は、市役所で雇っておる栄養士さんの方がそちらのほうに細かな部分については指揮命令ができんわけですので、安全・安心な給食がこれまでどおりできるのかどうかというのを私は聞きたいと思っておりますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、契約の条件の中にですよ、最初から申し上げておりますように、安心、安全ができるのが大前提で委託をするわけでございますので、それができない企業とは提携はできないんじゃないかと思っておりますので、いわゆるそういったところについては安心・安全を保つ業者の選定から入って行って、そして、それを条件として提携をするんだつたらしていく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

統合と民間委託してですね、今現在の給食の内容につきましても、恐らく大幅にだんだんだんだん変わっていくじゃないかと。

今、武雄が自校方式の中で、給食は民間委託にされております。そのお話を聞けば、最初は調理員の方は8時間労働で働いておったけれども、だんだんだんだん7時間労働、6時間労働、パートになっていくというのは、現実あっているわけです。

そういった中で、請け負えばもうかり主義のほうに走っていくのが現在の民間委託なんです。そのあたりの取り扱いについて、恐らく安心、安全は今までどおりにできないのではないかというのが、私は心配をしておるところです。

そのあたり、教育部長、武雄市の場合について調査をされていらっしゃるのか、その点をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、県内でも佐賀市とか武雄市さん、それから江北町については請負方式で実施をされておりますので、その辺のことは調査をしております。

内容につきましては、先ほど教育長が答弁されたように、契約の時点でその辺をぴしゃっと明記をして、また仕様書等々によって個々の細かいところについては、相手先の栄養士さんのほうに指示をしていきたいというふうなことで安心、安全な給食を提供していくというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

安全・安心がまず大前提ということで私は考えておりますけれども、もし万が一にですね、事故が起こったりした場合についての責任の所在はどこにあるのか。委託業者にあるのか、市の設置者にあるのか、そのあたりの見解を求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

最終的には市の責任になると思いますが、当面、委託をしておりますので、その管理責

任もあるんじゃないかというふうに感じております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そのあたりに委託の契約によって、やはり検討されるわけですが、現在、大阪の堺市でも9,000人ぐらいの病原性大腸菌O-157が平成8年ですかね、発生をいたしております。そしてまた、ほかのまちでも発生をして、まず1つ心配になるのは、1つの嬉野のほうに統合した場合、そういった万が一の事故が発生した場合は、全ての嬉野の子どもたちがそういった事故に遭うのじゃないかという心配をしておりますので、現在の嬉野、塩田、2つの給食センターで経営をしていただきたいというのが、私の願いでもあります。

そういった中で、嬉野、塩田についてもそれぞれありますけれども、今回の民間委託については塩田だけの問題じゃないわけですね。嬉野市全体の子どもたちに影響するわけですよ。統合については塩田から嬉野に行くということですが、子どもたちの全体を見れば、この民間委託についてどういう危惧をされるのかというのが大きな焦点じゃないかと思えます。

今回、民間委託に当たっての説明会についても、全然、嬉野のまちの人たち、子どもたち、保護者、学校に当たっては説明されていないと思えますけれども、そのあたりの捉え方はどうお考えなのか、求めたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思えます。

直接的にはアンケート等をとってですね、説明いたしておりませんが、給食運営会議にはPTAの役員さん、さらに校長先生には入っていただいておりますので、それを受けて、いわゆる学校ではPTAの運営委員会等、役員会をしますので、一応、計画についてはおっているものというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

計画についてはおいておるといふようなことを言われますけれども、今回の取り扱いについては、やはり大きな構想を変えようとしていらっしゃる給食センターでありますので、嬉野の子どもたち含めてですね、当然、これは周知徹底をしなければならないと。そしてまた、

保護者、子どもたち、先生方の意見を吸収すべきと私は考えております。

その次に入ってまいります。

この民間委託をされた場合、食材の購入の問題について、現在、嬉野市が食材を一括購入されております。しかし、嬉野市の食材を民間の請負業者に提供できるのかどうか、そのあたりはどう見解をお持ちなのかお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

今、食材の購入ということで民間にされるのかということですか。（発言する者あり）

食材の購入はセンターのほうで購入して、その食材を業者のほうで調理をしていただくというふうに考えております。これは先ほどの通達の中で委託は可能ということになっておりますので、その分については、市が購入した食材で委託のほうで調理することは問題がないというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そういったところが偽装請負なわけです。市が食材を買って相手に無償で提供するということは、偽装請負と書いてあるんです、こちらのほうに。その点、どうですか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

このことにつきましては、内閣府の公共サービス改革推進室のほうから手引が出ておまして、それを読んでみますと、それは問題はないというふうに解釈しておりますので、当然、うちのほうとしてもこれはできるというふうに解釈しております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そのあたりは捉え方なんですけれども、地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引きということで、平成24年に内閣府が発行しております。これを一つずつ読んでみますと、無償で提供はできても、2項に書いてあるでしょうが、ただしこういった場合については偽装請負になりますと。提供はできても、食の作業の手順について業務指示通達、1つかんだ場合は偽装請負になりますと書いてありますので、そのあたりの食の加工順番、

あるいはそのあたりについてはどう考えておるのか、抵触しないような対策、求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、そこで行政の栄養士が指示、命令をしますと、偽装請負になるというふうに思いますので、その分がならないように仕様書等で手順とか一連の流れとか明確に相手の栄養士さんのほうに指示をして、そっちのほうから作業する方に指示をしていただければ問題ないと。あくまでも、偽装請負にならないようなことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

中身について、細部について調理、栄養士さんがどンドンどンドン進めれば偽装請負になるということは、ここにもう歴然と載っておるわけ、Q&Aに載ってとるですもんね。一通り見られたと思いますけれども。

それはそれなりにさておいて、次に納入業者についてお尋ねをしたいと思います。

納入業者は、塩田は20業者いらっしゃいます。嬉野は18業者がいらっしゃいますけれども、きのう、それからおとこの答弁の中では、納入業者については窓口を一本化するというふうなことで、この間、教育長から答弁をいただいております。

その中で、今現在、塩田は20業者なんですけれども、もし向こうのほうに移行された場合につきましては、距離的にも10キロ、あるいは15キロぐらいの距離があるんですね、塩田からは。そうした場合、食材を入れる場合については、ある一定の基準の温度が設定をされております。例えば、魚を納入業者から購入するということについては5度以下なんです。そして、肉を納入業者から購入した場合は10度以下なんです。

現在、塩田から嬉野まで7月あるいは9月の暑いときに、向こうまで搬入した場合の温度は15度設定で守れると思いますか、その点、お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、納入業者の方については一本化をお願いしたいというふうに答えておりますし、そんなふうをお願いをしてまいりたいと思います。

さらに、今、15キロもあるということがございますので、いわゆるそこについては納入業

者の中で御協議をいただいて、そして不平等にならないような形でお願いをしてもらう方法しかないのではないかと思います。

したがって、これまでは、いわゆる状況としては、魚等であれば魚市場できんきんに冷やして、いわゆる冷凍車じゃなくて持っていったらっしゃる向きもあるわけでございますので、そういった意味では嬉野市内の業者の方は冷凍車あたりを利用されておりますので、そういった手法あたりもお考えいただいて、納入業者の一員に加わっていただきたいなということを思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

納入業者、塩田のほうは鮮魚、お魚を扱っていらっしゃる業者が8業者いらっしゃるんですね。その中で、現在、先ほど申し上げたように、鹿島から、市場から買って塩田の給食センターまで配送するときには、何とか5度以内に保てるけれども、向こうの15キロもあるところに持っていけば5度以下はちょっと無理じゃないかということで、向こうのほうに統合された場合につきましては、冷凍車を買わなければならないか。冷凍車は買わなくて済むような体制は、現状のままでいいわけですが、冷凍車まで買って納入しないといけないじゃないかというふうなことを言われますけれども、そのあたりはどう捉えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、そこに関しては納入業者の経営にかかわる問題だと思います、私はですね。

ですから、そこら辺は納入業者の方々に御相談をいただく方法しかないのではないかと思います。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

経営にかかわる問題でありますけれども、当然、冷凍車を買わなければ、冷凍車で搬送しなければ魚の搬入はできないというふうなことで危惧されております。そこまで、冷凍車まで買ってこれをするというのは、コストがかかって非常に大変だと言われております。

そういうことで、教育部長、最後、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）



教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

先ほど教育長が答弁しましたように、その辺は幾らか問題はあるかと思いますが、やはり一本化すればですね、そういった経営努力も必要じゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

経営努力も必要じゃないかと。冷凍車を買うのに幾らかかると思いませんか。統合しなければ、そういう措置はしなくてもいいわけですよ。そこのあたり、地場産業のそういった業者に対して、やはり大きなリスクがかかるわけですね。その点を含めて、今回の問題につきましては、やはり現在のままの給食センターを残していくべきだと私は考えております。

それから、地産地消の問題ですけれども、嬉野市食育推進計画は21年3月、制定をされております。

学校給食は、その中でうたわれておりますけど、何%をめぐりに学校給食の地産地消を求められておるのか、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

何%という基準はないと思いますが、今は塩田のほうでは週1に直売所のほうから購入しておりますし、嬉野のほうではまんぞく館とみゆきの里のほうで地産地消という形で購入をしているという現状でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

嬉野市の食育推進計画、21年3月に出された中では、学校給食は50%が目標とうたわれておりますよ。今、47%ぐらいですかね、私が見たら。まだまだ到底到達できていないというのが現状なんです。

そういった中で、塩田の大豆とか、きのうお話しされたように、米とかインゲンとか、そういったものは地産地消として給食の食材に使われておりますけれども、まだまだ目標に至っていないと。それが24年度まで設定をされております。そしてまた、25年度から新たに4

年間、この嬉野市食育推進計画が策定されると思いますけれども、今、策定状況はどうなっておるのか、そこのあたり、市長に求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

嬉野の食育の推進会議というものを設定していただいております、先般、また新しい会議が発足をして、引き続き前の会長さんが御就任いただいたというふうに思っておりますけれども、今後協議をしていただいて、まとめていただくんじゃないかなと思いますけど、その中では佐賀県の中でも嬉野市の食育は先進的にいろんな取り組みをしているというふうな評価をいただいております。現在、新しい組織をつくりまして進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回、この食育基本計画が新たにまた25年度からされると言われております。そういうことで、食育に関しては、やはり人の生命にかかわる問題でありますので、しっかりした計画をつくっていただきますようお願いを私からもしておきたいと思っております。

あと、ちょっと言い忘れましたけれども、もう1つ、食材をですね、ちょっと戻ってすみませんけれども、食材を市が一括購入して請負業者に有償でやった場合、独禁法にも抵触するんじゃないかなという、この判例にも載っておりますけれども、そこのあたりの見解はどうお考えなのか。1つの食材を絞った業者にやるということは、独禁法にも抵触するというふうな見解も載っておりますけれども、そこのあたり、教育部長、どうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

一括して行政のほうから、センターのほうから業者のほうにやって、その食材で給食をつくってもらうということでございますので、独禁法等については抵触しないという考えであります。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

**○15番（西村信夫君）**

この条文を後で読んでいただきたいと思います。

そういったことで、基本的には現在の嬉野、塩田の給食センターを残していただくというふうなことで、ぜひお願いを申し上げておきたいと思います。

全国では、この給食の民間委託について、兵庫県の丹波市の例を一例挙げてみたいと思います。兵庫県の労働局は、市が購入した食材を受託業者に提供する方法が国の基準に合わないということで指摘をされ、調理委託の民間委託が食材の提供を発注者から受け、受託した業者の労働者が教育委員会とか、あるいは学校関係からの指揮命令をした場合というふうなことを考えまして、この関係につきましては、民間委託を凍結したというところも兵庫県の丹波市で載っております。ここを調べていただきたいと思います。

それにあわせて、滋賀県の江南市、これもこの問題で偽装請負というふうなことで、滋賀県の労働局から指摘を受けまして、民間委託を凍結されております。それから、神奈川県の大和市、これもそういった事例で民間委託を、凍結まではなっていませんけれども、こういった労働局から偽装請負ということで指摘がっております。

そういうことで研究をして、こういった抵触になるということ踏まえて、やはり現在のままの給食センターで存続をするということで、25年度の結論を出していただくということを私は切に願っております。

最後、市長の答弁を求めたいと思います。

**○議長（太田重喜君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答えを申し上げます。

今、教育部局のほうでさまざまな検討をしているわけでございますけれども、冒頭申し上げましたように、現在、少子化の中で、安全・安心の給食をいかに提供していくのかという議論の中からこれが始まっておりまして、御承知のように、今お願いしている職員の3年の任期が切れるわけでございますので、まずはベテランの方をお願いするためには、いわゆるまとめて委託という形しか今のところは方法がないわけでございますので、そういう形をとったらどうかということから委託の議論もあったわけでございます。

しかしながら、いろんな御意見を聞いておりますと、そういうことでいかにということになりますと、御承知のように、全員職員を入れかえて、安全・安心の食を追求していかなければならないということをはっきりしているわけでございますので、そういう点まで踏まえて、今、教育部局のほうで研究をしておるということでございます。

だから、全員職員かわられますので、一番大事な安心、安全の食をどう提供していくのかというのが、まず一番課題になってきますので、今時間をいただいて検討しておるところで

ございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

25年度には撤回、凍結まで含めてですね、これを進めていただくということを切に私はお願いを申し上げておきたいと思います。

それで、ちょっと時間が長くなりましたけれども、次に旅館、ホテルの防火対策についてということに移っていきたいと思います。

これは平成24年5月13日に発生をいたしました、広島県福山市の宿泊施設の火災で、死者7名、負傷者3名の人的被害が発生をいたしております。

嬉野温泉の観光地として、宿泊施設の防火安全対策のさらなる徹底を図られておられると考えておりますけれども、現在、避難訓練、避難通路の点検及びスプリンクラーの設置の状況は嬉野の旅館はどのようになっているのか、その点、まずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

まず、嬉野市の宿泊施設でございますけれども、嬉野市内の宿泊施設としましては、旅館、ホテル、それにモーテルなども合わせまして大体46件というふうに把握をいたしております。そのうち、旅館、ホテル等につきましては、旅館組合加入、未加入含めて33件程度でございます。そのほか13件がモーテルそのほかの宿泊というふうに思います。

次に、避難訓練実施の状況でございますけれども、まず、この避難訓練の実施義務のある施設は、今申しました46件でございます。実際、実施をしたのが34件ございまして、11件が未実施、実施をしていないということでございます。

それと、あと避難通路等の点検ということでございますけれども、これも義務のある施設は46件全てでございまして、46件とも全てこれは実施をされております。

次に、スプリンクラーの設置状況でございますけれども、スプリンクラーの設置につきましても、この義務があるところは、面積にして大体6,000平米以上というふうなことを言われておりまして、その中で言いますと、市内では4件でございまして、これは4件全てスプリンクラーが設置をされております。

次に、スプリンクラーは義務づけをしていない施設もございますけれども、任意に設置をされたところも2件ほどございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回、取り上げたのは、やはり嬉野の温泉観光地として、そういった大惨事に至らないようにですね、やはり防火意識の徹底を図っていただく意味で、私は今回取り上げて、質問しております。先ほど担当課長のほうからいただいたわけですが、スプリンクラーの設置ということでは、不特定多数の人が利用して潜在的な危険性のある旅館、ホテル、特に今回の広島福山市の火災については、やはりそのあたりの対策が講じられていなかったということで、死者、そしてまた負傷者が出ておるといふようなことでございます。

先ほど総務課長から答弁をいただきましたけれども、嬉野としては万全ではないけれども、ある一定の方向で防火対策については努力をしていただいておりますと言われましたけれども、スプリンクラーの設置といいますと、いつでも、いざ火災を検知して、水をやはり上から落とすというのが一番効果的でありますけれども、国の基準としては6,000平米と言われております。そしてまた、病院とかスーパーについては3,000平米以上がスプリンクラーの設置、そしてまた老人ホームにつきましては275平米以上がスプリンクラーの設置というふうなことで義務づけられております。

そういう中で、嬉野市は4件、6,000平米のホテルがあるということでスプリンクラーの設置をされております。しかし、先ほどの答弁では、避難訓練は46件の中で34件が実施をされておるといふふうなことですが、あと残りは全然していないということですが、どういふふうに市はその指導をしていくのか、その点求めたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えをいたします。

避難訓練の実施の義務があるところは全てでございまして、11件が未実施であったということでございます。

これにつきましては、自主的に避難訓練をしていただくということになっておりますので、市としましても、できましたら旅館、ホテル等につきましては、旅館組合等からでも指示をいただいておりますし、当然、これは消防署のほうからも指示をいただくということに対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そういうことで、この件につきましては、やはりこれから12月、お正月というふうなことになっていきますので、そういう中でしっかりした防火対策の徹底を、さらなる努力をしていただくように切にお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから、3項目め、道路整備計画についてお尋ねをしていきたいと思えます。

まず、第1点目に県道大木庭武雄線の五町田の火の口交差点及び瀬頭酒造横からの山口建設までの道路拡張工事について、どのように今後計画をなされていくのか、その点お尋ねしたいと思えます。

**○議長（太田重喜君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答えを申し上げます。

御意見の県道につきましては、引き続き整備をお願いしておるところでございます、県のほうも御理解いただいて、今進めていただいております。

お尋ねの現在行われております酒造会社横の工事につきましては、一応また年明けに延長ということで発注を予定しておるところでございます。若干、まだ民地等の交渉等が残っておるといことも聞いておるところでございます、今、そういうところを詰めていただいているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（太田重喜君）**

西村議員。

**○15番（西村信夫君）**

現在、JAの五町田の支所からずっと山口組の、そこまで行かないところまでは、まだまだ未整備、瀬頭酒造からですね、そのあたりにがしておりますので、非常に変則した道路になっておるといので、非常に危険性を伴いますので、市長の答弁では年明けに発注をするというふうなことで言われますけれども、瀬頭酒造の横から山口建設、小笠原理容店のあたりまでは、いつごろのめどで改良が計画をして完了するのか、そのあたりを具体的にもう一回、求めたいと思えますけれども。

**○議長（太田重喜君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）**

お答えをいたします。

今現在、JAから酒造会社前ですね、今お尋ねは、酒造会社から山口建設さん付近、一部残っておりますけれども、その分につきましては、今市長も答弁いたしました、年明けに今年度の工事で発注をするというふうなことで鹿島土木事務所と協議というか、聞いてきた

ところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

その件については、早急にさせていただきたいというふうなことが地元、そしてまた切実な願いでもあります。その中で、用地交渉についてはほぼ完了していると私は伺っておりますけれども、そのあたりはどのようなふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

用地交渉と用地買収ということですが、私が県に聞いてきましたところ、一部の方がちょっと不承と。ただし、そこを待っていたら非常に危ないというふうなことでございますので、そこを残しながら工事は進めるというふうなことで聞いてきております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

現在、皆様方もよく通られますので、非常に変則した道路、きゅっと曲がって危険を伴うというふうなことで非常に心配をされますので、早速ですね、とにかく早く完了できるように、さらなる努力を求めておきたいと思えます。

次に2番目、火の口交差点の整備計画は今後どのように考えておられるのか。あわせて、火の口交差点につきましては、嬉野市の空き家条例、平成25年1月1日から施行されますけれども、この空き家条例との関連性はあるのかということでお尋ねをしております。この点、求めたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えをいたします。

空き家の適正な管理に関する条例が来年の1月から施行されるということになっておりますけれども、その前段として、ことし、空き家調査を行政嘱託員並びに消防団の皆様にご協力をお願いして行ったところでございますけれども、その中で、区のほうから危険な建物、空き家ということで調査が上がってきた中に、全体で65件ほどございました。その65件のうちの1件に、今御指摘いただいております火の口交差点付近にあります空き家も該当いたして

おります。

当然、今後、1月から施行される条例によりまして、施行後は、そういうふうな報告が上  
がってきたということでございますので、詳しく調査を行いながら、条例に従いながら対応  
をさせていただくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

空き家条例の施行に伴って、条例に従いながら対応をしていくというような担当課長の答  
弁でありましたけれども、これは長年の懸案事項として、なかなか解決の糸口がつかめない  
という状況がずっと続いてきております。

皆様方も御案内のように、あそこは学校の通学道路なんですよね。風がひどく吹いたり、  
雨が降ったりした場合は、あそこは通らないように今、子どもたちが反対の車線を通ってい  
る状況なんです。

そういう中で、非常に危険を伴うという箇所が先ほど65件と言われましたけれども、特に  
通学道路に値する場所については、とにかく早く何とか解決をしなければ、あそこがもし瓦  
が落ちたりですね、いつでも落ちてよか状態になっております。だから、あそこでもしけが  
等々があった場合について、その責任の所在はどうあるのかということで非常に疑問を持  
っておりますけれども、それは地権者のこととか、あるいは市の管理の不徹底とか、その  
あたりは精査されると思いますけれども、現在、学校としても非常に危ないというふうなこ  
とで、今回、最終的には行政代執行というようなこともうたわれておりますので、そのあ  
たりの見解はどうお考えなのか求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えをいたします。

確かに、最終手段として、この条例の中には行政代執行というものが明記をされておしま  
す。この行政代執行に至るまでの間、いろんな形で取り組みをしなくてはならないというこ  
とでございまして、まず基本的には指導、助言をしていくというふうなことで条例はなっ  
ております。そしてさらに、そういうふうなことを繰り返しながら、いわゆる勧告を行うとい  
うことに流れとしてはなります。

その後は命令を出しますけれども、命令が出された段階ではですね、ある意味、行政代執  
行まで意識をした中での取り組みになるのではないかというふうな考えを持ってはおりますが、  
何せ1月から施行されますし、今の状態では何とも言えない状況でございますので、先ほど



申しましたように、条例の流れに従いながら対応をさせていただこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

通学道路におきましては、全国で調査をしてみれば、どこと申しませんが、調査していただきたいと思いますが、学校の付近、そばのそういった空き家、非常に危険が伴うというところは、行政代執行をしたところもあるんですよ。そのあたりを考えてですね、やはり今現在、なかなかもう長年、これは懸案事項として変則交差点になっておりますので、事故も多発する心配もあって、現在、事故も起こっております。

これは五町田地区の議員と語ろう会でも、済昭園までの用地につきましては、ほぼ地権者との了解もいただいておりますというふうなことで意見も述べられております。で、あそこが一番大きなネックにかかっておりますので、現在までのいきさつについて、戻りますけれども、どういうふうな対応をされてきたのか、求めたいと思いますが。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

確かに、現実等を見れば、もう非常に危険な状態であります。そしてなおかつ、また交渉記録等々を見れば、かなり数年前から当たってきておられます。

しかしながら、県道でございますが、市としても常に鹿島土木事務所と連携をとりながら、実はこの間も行って来たんですけれども、名前まで申せませんが、もうほぼ、今議員おっしゃられるように、用地は済んでおりますけれども、1名様ですかね、そういった形で地元にもおられる方もおりますけれども、やはり他市に在住というふうなところでかなり苦勞をしておられます。

状況としては、答弁になっていないかというふうに思いますけれども、そのような形の中です、もう事業は中止じゃなくて、粘り強い継続というふうなことで県としては考えておるといってございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そういうことで、1月から施行される今回の空き家条例というふうなことの条例に従いま

して、先ほど総務課長のほうから言われました、やはり指導、助言、勧告、命令というふうな段階がありますので、そこのあたりは条例に基づいてしっかり対応をしていただきたいということを切にお願いを申し上げておきたいと思います。

最後、3番目ですけれども、これも道路整備について。

国道498号線、これは前回、前々回と何回となく、この道路改良については質問が出されております。

しかし、一向にその解決の糸口がつかめないまま現状に至っておるわけですけれども、いつになるか、どうなるかということで地元の方々は大変心配をなされております。

そういう中で、この対策についてどう今後、計画として取り組まれていくのか。そしてまた、地元の話し合いの現状はどうなっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

**○議長（太田重喜君）**

建設・新幹線課長。

**○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）**

お答えをいたします。

確かに、交通量も1万5,000台というふうな形、それともう1つが、あそこの交差点、久間深浦線でしょうか、あそこの交差点あたりの右折の車両等でかなり渋滞をしております。

前回の議会のときも出ておりましたので、鹿島土木事務所と現状調査、そういったのをやっておりますけれども、10月やったと思いますけれども、地元の区長さん等と一応要望書を作成していただきまして、鹿島土木事務所のほうに行っていました。

今回の分につきましては、全体的な現道拡幅なのか、あるいはバイパス案なのかというふうなことが今提案されておりますけれども、今回の分につきましては、極端に言えば、もうそこまで待つかれんというふうなことで、今回の分につきましては、その右折のレーンと、それから円福寺といいますかね、（「はい」と呼ぶ者あり）前のふた、これも前からの懸案事項だと思いますけれども、その2点に絞ってですね、今、鹿島土木のほうに行っていたというふうなことでございます。

以上です。

**○議長（太田重喜君）**

西村議員。

**○15番（西村信夫君）**

10月に地元の区長さん、要望書も書いて土木事務所に要請をされたと言われておりました。

今、現状を見ておれば、あそこの円福寺のお寺の前ですね、あそこが非常に危険というふうなことで、あそこの前で一人亡くなっておられる方もいらっしゃいます。そういう中で、子どもたちの、特に塩田工業生の通学自転車、非常に危険なところなんですよ。

そういうことで、少しぐらいは何とか前のほうに行くんじゃないかと思いますけれども、

あそこは最終的には県の方針としてバイパスを通すのか、それとも現状を拡幅していくのか、そのあたりの見解はどう県はお考えなのか、そのあたりまで察知されておるのか、その点、求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

この国道498号線につきましては、旧塩田町時代から私も少しかかわっておりますので、少し説明をいたしますけれども、今、議員が申されましたように、バイパス案、それと現道拡幅案、これはもう20年来前ぐらいからずっと懸案事項でございます。

土木事務所もこの路線につきましては、1日1万5,000台という交通量が多いし、また危険なところであるということは重々認識をしていただいております、今、その2つの案につきまして計画をしていただいた次第でございまして、それにつきまして、再三、南下久間地区なんかにも地元説明に何回となく行ったわけなんですけれども、バイパス案にしても現道拡幅案にしてもメリット、デメリット、いろいろございまして、なかなか地元としての、どちらがいいかというふうなことで結論がつかないということでございまして、県といたしましては、どちらかに決定をしていただけないでしょうかということでございますけれども、市といたしましては地元の意向がどうかということございまして、まず地元の意向を最重点に考えて、少し冷却期間を設けたいということで3年ぐらい前か4年ぐらい前だと思いますけれども、一応、そこで終わっておりますけれども、これは終わったわけじゃないと、計画が終わって鹿島土木事務所としても重々、この路線はしなければならないということでございますので、粘り強く行っていきたいというふうなことを県のほうからは承っております。

市といたしましても、地元と連絡をとりながら、いい方向に、事故が起きないように改良に向けて努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

なかなか、あそこが現状拡幅なのか拡張なのか、地元の意向をというふうなことで、なかなか方向づけが、決定がされないというけれども、やはりこれがずっと長年続いてですね、これはもうずっと、先ほど部長が言われましたように、塩田町の時代からこの問題がっております。

そういう中で、最後、市長に質問を申し上げたいと思いますが、この解決策について、やはり市長の政治力を持ってぴしっと方向性を決める体制を確立していただきたいと思っております。

けれども、市長の答弁、求めたいと思いますが。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

国道498号の整備につきましては、以前から課題としてあったわけでございまして、合併の際にもいろいろ話は聞いておりました。

そういうことで、嬉野市になりましてから、できることは全てやってまいりました。私が一番最初に合併して取り組ませていただいた仕事が、通学路があそこのところで途絶えておりましたので、延ばしてほしいということで県道を越えて通学路も整備いたしましたし、また、セブンイレブンさんのところのフェンスの問題がうまくいってないということでしたので、うちでできる範囲はということで全て解決いたしております。そしてまた、中学生の横断の問題もありまして、そこも全て県と協議をして済んだところでございます。

国道498号自体につきましても、積極的に鹿島土木のほうにも努力をしていただいております。今、担当部長申し上げましたように、いわゆるミニバイパスを通しながら、現道も幾らか整備をしていくということで、一応案としては出してあるところでございます。

以前のいろんな流れの中でも、地元の方も現道を全部拡幅するということについては、いわゆる伝建地区の指定の際に、あそこは外れて、今のままで行こうということで動きがあったわけでございまして、そういうことを踏まえて、鹿島土木もミニバイパスを通しながら、いわゆる現道も少し整備をしていくということで案を出していただきましたので、私はもうそれで進んでいくものとばかり思っておりましたけれども、なかなか地元の方からの合意というものがいただけていないということで、今ストップをしておる状況でございますので、私としては、もう鹿島土木さんと一緒にそういうことをお願いしてきた経緯もありますので、ぜひ早く結論を出していただければということをお願いしているところでございます。

予算的には、もう既に何回か鹿島土木のほうの予算もなくなったりしておりますので、合意をしていただければ、また新しく予算をお願いするという活動を始めていかなければならないというふうに思っておりますので、せっかく、今部長申し上げましたように、そこまで努力をして地元のほうに御提示を申し上げているわけでございますので、御返答をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

それなりに、現在、国道498号の対策については、拡張につきましては市長もそれぞれ努

力をして、通学道路の問題につきましても、現在、久間地区の人たちはそこを通らないように通学道路を設定していただいております。

そういうことについては敬意を表していきたいと思いますが、まず本線をどうすべきかということをも早く結論づけるように切にお願いを申し上げまして、今回の一般質問を終わりといたします。

**○議長（太田重喜君）**

これで西村信夫議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

3番田中平一郎議員の発言を許します。

**○3番（田中平一郎君）**

皆さんおはようございます。議席番号3番田中平一郎でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

今回、私は1点だけ給食センターについてお伺いします。

今議会で数名の議員の皆さんが給食センター問題について質問されております。私も9月の議会で給食センター問題について質問をいたしました。また、11月12日から15日まで議員とかたろう会の中でも塩田地区4会場全てにおいてこの問題が出されました。11月21日には塩田地区のPTA会長、保護者を集め、市役所からの説明がありました。そこで参加された皆さんから反対意見が多数出され、予定時間の2時間があつという間に過ぎました。保護者の皆さんは子どもたちのことを真剣に考え、貴重な反対意見を述べられました。

また一方では、老人会の皆さんが塩田町老人会会員の署名運動もされておられます。自分たちの孫のために老人会の方々も真剣に考えておられます。この給食センター問題は、将来の子どもたちのための大事なものを忘れ、走り過ぎているような気がします。このような問題をどう受けとめるのか、今後このような状況でも給食センターの統合を進めるのか、市長の考えをお伺いします。

以上、壇上での質問を終わります。あとは質問席から質問したいと思います。

**○議長（太田重喜君）**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

田中平一郎議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

給食センターの問題についてということでございます。

第2次行政改革につきましては実施中でありまして、円滑に推進させなくてはならないと考えております。今日のような急激な少子化につきましては、それぞれの地域が予想しておらなかったところでございまして、また加えて、雇用条件の課題につきましても以前とは変化をしておるところでございます。

そのようなことから、最も問題が発生せずに取り組む方法として行財政改革推進委員会としても御提案をいただいたところでございます。子どもたち、御父兄に御負担をかけることなく給食事業を行うための施策として、調理、配送を統合する案をまとめていただいたものがございます。真に子どもたちの給食を安心して提供するための御提案として、現在、教育委員会部局で検討を行っておるところでございます、いただきました御意見等も取り入れながら行財政改革の成果を上げるように研究しておられますので、御理解いただければと思います。

以上で田中平一郎議員のお尋ねについてお答えといたします。

**○議長（太田重喜君）**

田中議員。

**○3番（田中平一郎君）**

今回、今議会で6名の議員の方々が給食センターについての質問をされております。その中でいろんな意見が出されておりますけど、私が9月にこの問題を取り上げて質問しました中で、教育部長に質問をしましたところ、この給食センターは嬉野市と塩田町の給食の人間を集めて統合すれば全部入ると、それでお金も要らないというふうな答弁をいただいております。それで、前の打ち出しが大体6,000万円かかるというふうに聞いておりましたけど、そのときの答弁と11月21日に説明をされたときの説明がちょっと違うんじゃないかと思いましたが、その点をもう少し説明をいただきたいと思っております。

**○議長（太田重喜君）**

教育部長。

**○教育部長（中島文二郎君）**

お答えをいたします。

9月の答弁でしたのは、今、嬉野の給食センターで最大2,300食がつくれます。25年度では、塩田と嬉野の給食センターを統合しますと2,600食必要になるかというふうに思っております。あと300食必要ですので、この必要な分につきましては、現在の施設を拡張しなくて、今のままで一部改修をすれば、あと300食はつくれると答弁をしたというように考えておりました、その改修費に約6,000万円程度かかると。25年から29年までのトータルをしますと、合併しても約4,000万円程度の効果が出るというような説明をしたというように考えております。

以上です。

**○議長（太田重喜君）**

田中議員。

**○3番（田中平一郎君）**

そう説明があっても、るる各議員たちの質問の中でですね、無理です。結局集めても、嬉

野に統合しても無理です。金がかかります。私は説明会の際の保護者の皆さんの意見を後ろのほうでじっと聞いておりましたが、こういう質問をされていました。私は小学生の子どもを持つ母親です。大事な子どもの給食センターを経費節減と事務処理のために削減するとかと、そこまでされるんですかという意見も出ました。ずっと聞いておりましたが、本当に執行部は何考えているのかなと、本当に民意を聞いて、話をみんな大衆的に集めて、それで検討をしてからこういう話し合いを進めるとかなと私は感じました。そういう話ば聞いて、市長はどがん思われますか。その言葉、若いお母さんですよ。その言葉だけ聞いてどう感じますか。やっぱりせにゃいかんと思いませんか。

もう1人のお母さんは、執行部の皆さんは、本当は子どもたちのために給食センターが必要と思いつつも、職業柄、市役所のそういう計画を立てたなら、それをせんばいかんと思つとつとやなかですかとも言われましたよね。皆さんたちの子どもはもうふとうなつとります。孫がおるかもわからん。でも、そういう真剣に考えた保護者の若いお母さんたちの気持ちも考えてやらにゃいかんと思いませんか。

それでまた、老人会も孫たちのために一生懸命、足が悪くても署名運動をしてもらっております。そういうとも考えに入れて計画をしていただきたいなと私は思います。いかがですか、市長。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

基本的には現在検討をさせていただいておりますので、その結果については、また次回の議会あたりでもお尋ねいただければと思いますけど、もともとこの議論が起きたことは、さっきから申し上げておりますように、安全・安心の給食をいかにして提供していくのかということからスタートしているわけございまして、安全・安心の給食をするためには、現在、3年任期でずっと契約しておりますいわゆる今お願いしている職員さんたちがもう3年の任期が来年の25年いっぱい切られるわけございまして、できたらそういう技術を生かしていきながらうまく運営していったほうがいいんじゃないかというふうなことがございまして、それではもう委託で一緒にさせていただいて、うまくいくなればそれがいいんじゃないかというふうな現場の御意見等もありましたので、いろんなことを経験しましてやってきたわけございまして、今いろんな御意見聞いておりますと、全部新しく入れかえてやったほうがいいんじゃないかという意見をいろんな議員が言われるわけございまして、そういう意見もあるのかなというふうに聞いておりますけど、私たちの責務は、できたら安全・安心の給食を確保するためにいろんな努力をしていきたいということで教育部局も今頑張っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○3番（田中平一郎君）

市長のお答えは安心・安全な給食を提供したいという前向きなお答えですけど、そしたら言い換えれば、今までの安心・安全じゃなかったのかなと思う点も見受けられます。今まで9年間、両町に給食センターばつくつとって、それで9年ぐらいで、まださびも食うとらん、雨漏りもしていない、そういう施設を壊す、何かに使う。そこに携わった業者さん、あるいは建設会社さんの皆さんの気持ちも、もう壊すてやと、まだきれいにしとつとにと、いろんな気持ちがそこにあらわれてくるんじゃないかと思えます。やはりそういうことも考えて、私は6,000万円使うというのは、まだ先ではもっと子どもたちが減るんじゃないかと予測をします。それが大体29年度と前の質問をされたときに聞きました。そしたら29年度までに金かけんですぽんと入られるごた状態まで待とつたらどがんですか。そしてまた、皆さんの意見を聞いて、ああ、これは仕方なかのうと、そいぎにや、賛成せざるを得んたいというような話も議論をしてもらって、それで判断をすればいいんじゃないかと私は思います。しかし、これは大事な給食センターですので、やっぱり塩田町にもあるべきと私は思うんですよ。あらんばいかんさ。そういう何か心が温くなるような行政に持っていつてもらいたいと思えます。今から掘り返して、またみんなが言った質問をすとも無駄ですので、これで終わります。だから、私が今言いましたように、保護者の本当の若いお母さんたちの子どもに対する気持ちと老人会の皆さんの気持ちと、それで金はかけないで済むような行政改革、計画、それをやっていただきたいと思えます。最後にまとめて言います。よろしく願います。終わります。（「答弁は」と呼ぶ者あり）答弁要りません。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで田中平一郎議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後1時 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

17番山口要議員の発言を許します。

○17番（山口 要君）

議席番号17番、来る来年4月7日に開催をされますが桜マラソン、42.195キロ、フルマラソンにエントリーをいたしました山口要です。ただいま議長の許可をいただきましたので、



今回、通告書に従い、そして時には脇道にはみ出ながら一般質問を行ってまいりたいと思っております。

嬉野市議会、ことし最後の一般質問でありますので、それぞれ執行部の皆さん方も私の質問に答えようと必死になって勉強してきておられると思いますので、時間の許す限りにおいてそれぞれ皆さん方に御質問をしたいというふうに考えておりますので、どうかそのときまで心静かにお待ちをいただきたいと思います。

ところで、今、国政選挙が行われておりますけれども、本当に日本の将来はどうなるんだろうかというふうに不安を覚えてなりません。12の政党が乱立する中、16日に投票がされるわけですが、さる川柳に「おれは今どこの党かと秘書に聞き」というふうな川柳もあります。そのような状態の中で、本当にこれから先の日本の将来は大丈夫なのかなという不安を感じるのは私一人ではないのではないかとこのように思っています。そういう中で、私ども嬉野市議会においては、前回も申しましたけれども、本当に嬉野市民のことを考えながら真摯に努力をしていかなければならない、改めてそう誓っているところでもございます。「打つ心あれば打たるる世の中よ 打たぬ心に打たるるはなし」と、二宮尊徳の言葉にもあります。

前置きが長くなりましたけれども、本題に入らせていただきたいと思っております。

内閣府が発表いたしました、ことし7月から9月期のGDPの速報値、前年比0.9%のマイナス、年率換算にいたしますと、35%のマイナス成長となっております。特に、そのうち全体の6割を占める個人消費におきましては0.5%のマイナスと、2期連続のマイナスとなり、政府においては景気が後退局面に入ったと判断を示しています。このような厳しい経済環境の中で行政も厳しい対応を強いられ、大阪府の泉佐野市においては、財政破綻の瀬戸際になった中、背に腹はかえられないということで、市の名前を企業に売却する意向、そのようなことも示しております。このような事態を避けるためにも、嬉野市においても今後より一層のシビアな対応が望まれてくるところでもございます。

そのことを踏まえて、まず第1番目、年度予算編成についてということであります。

平成25年度、次年度の予算編成における政策的課題と方針、また財政運営の問題点等に関する市長の所見を問いたいと思っております。

次に、2番目、行政運営における諸問題についてという問題であります。

まず第1番目、政策決定について。

最近、いろいろ政策が施行される中において、その内容、あるいは時期等において疑義を生じるものが見受けられるわけであります。

現在、本市の政策決定において、その政策決定におけるプロセスというものほどのようなルールで行われているのか、お答えをいただきたい。

次に、ことしの5月から、それまで部長会議であったものが、いつの間にか、毎週月曜日

に開催されている部長会議が政策会議ということで名前が改められました。その政策会議、どのような政策会議を行っておられるのか、そしてその時間というものはどのように生じているのかということについてもお答えをいただきたい。

次に、2番目でありますけれども、市長の動静についてという問題であります。

10月、11月の市長、大変お忙しい中で、本当に全国各地を回りながら御活躍しておられる様子、新聞紙上で拝読をいたしましたけれども、本当に市長の体力は大丈夫かなというふうなことを気遣いながら、市長の10月、11月の在庁日数と出張日数はどうなったかということでもあります。

そして、市長不在の際の決定——ここで訂正をお願いいたします。選挙じゃありませんけれども、「支持」じゃなくして「指示」に変更をお願いいたします。指示システムのプログラム、システムの内容はどのようになっているのか、またその機能というのは十分に発揮されているかということでもあります。

古来、日本人というものは、論語の思想の影響もあって、中庸という価値が善であるとされてまいりました。しかし、現在においては、何を選ぶかという選択の時代になってまいりまして、即座に決断をしなければならない事態というものが数多くあるわけであります。そのような中で、市長不在の場合も含めて非常に大事なときが来るかと思いますので、その2番についても詳しく御説明をいただきたい。

そして3番目、市長は出張等で知り得た情報、あるいは知識というものをどのような形で市政に反映をされているかということでもあります。

次に、3番目、職員の人事問題についてということでもあります。

嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例第4条においては、「管理監督する立場にある者は、その職の重要性を認識し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、適正な指導監督をしなければならない。」という条文もございます。

そこで、2番目ですけれども、最近、人事の停滞というものが懸念をされます。人事異動の基準と任命に関する権限の及ぶ範囲というものはどのようになっているのか。

そして、人事に関し、人事評価制度のウエートはいかなるものかということでもあります。

この人事評価制度については、私、本当に大変なことを感じている部分がありますので、時間が50分過ぎた後にこのことについては御質問をしたいと思います。

そして、もとに戻りますけれども、佐賀市においては、市職員の自己啓発制度が創設をされ、今月、保健師の若手職員さんが海外に赴任される予定になっております。本市においても、そのことを検討してはどうかということでもあります。

次に、各種審議会についてということでもあります。

現在、本市に各種の審議会というものが設置をされております。その位置づけ、あるいは機能の発揮については何となくフアジーであります。人選等も含め、その中身の充実を期す

ためにも、もう少し検討すべきではないかというふうに思っております。

そして2番目に、女性委員、あるいは公募委員の登用をふやして、その割合を高めていただきたいということを要望したいと思います。

次に、寄附文化についてという問題であります。

これについては、教育長のほうにも質問をしておりますけれども、教育長のほうは後で私のほうから質問いたしますので、第1回目の答弁は結構であります。

現在、本市には篤志家からの寄贈品が多数存在しておりますけれども、その中には寄贈者の氏名すら忘れられているものが多々あります。今後、寄附文化を定着していくためにも、寄附者というものを長くたたえるべきではないかと思えます。

次に、規則の見直しについてということであります。

実は先般の議会において教育委員会の問題でいろいろ問題がありましたけれども、その中で、私は他の所管においてもそれに準ずるものがあるというふうなことで、そのときには取り上げませんでしたけれども、今後、見直しをしておいたほうがいいんじゃないかということとで内部的に私は提案をしております。そのことも含みおいて、過去検討された経緯と今後についてどのように考えておられるのか、お答えをいただきたい。

そして、本市のPRについてということであります。

さる市においては、さる人が非常にワンマン的に、あるいはパフォーマンス的に頑張っていて——頑張っているという言葉が適切かどうかわかりませんが、やっているとところを見ます。私はそこまではしなくてもいいというふうに思いますし、谷口市長においては本当に実直に頑張っておられる、そのことは評価をいたしますけれども、ただ、やはり情報戦争に打ち勝つためには、もっともっと情報のPR、アピールということについて努力をすべきではないかというふうに思います。

次に、大きい3番目、観光問題についてということであります。

観光立市の本市においては、やはり観光政策というのはキーポイントにもなっておりまます。特に、最近の観光産業の低迷を見ておりますと、本市の経済全体に及ぼす影響というのも大なるものがあるわけでありまます。

そこで、本市の観光における今後の進むべき方向性、そしてまたその対応についての所見を伺いたいと思えます。

次に、2番目、JTB九州は自然と歴史を楽しむ韓国発のトレッキング、韓国の済州島が発祥でありますけれども、済州島における方言で、家に帰る細い道という意味で、目印を頼りに自然道を歩くトレッキングと史跡めぐり、すなわちオルレを取り入れた九州オルレの旅行商品を発表されました。今、九州では3つ、そのことがされております。本市においても検討してはどうかと思えます。

次に、4番目、教育問題についてということであります。

辞書引き学習についてでありますけれども、昨年、新学期の小学生向け国語辞典の出荷金額というものが前年比約20%近くオーバーしているという状況であります。

そこで、そのことも含めおいて、本市における辞書引き学習の状況、そして今後についてどのように考えておられるか。

最後に、過去の提案でありますけれども、過去に一般質問や議案質疑等でさまざまな提案をしてまいりました。その中で、何回も何回も申し上げる項目でありますけれども、自治基本条例、あるいは源泉の集中管理、コストアピール、マラソン大会等について、その後どのような対応をしておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

**○議長（太田重喜君）**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

山口要議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、次年度の予算編成について、また行政運営における諸問題について、観光問題について、教育問題について、過去の提案についてということでございます。

教育問題につきましては教育長へのお尋ねでございますので、教育長のほうからお答え申し上げます。

全部お尋ねでございますので、壇上で通してお答えをしたいと思います。

平成25年度の予算につきましては、先日、予算編成方針を発表いたしました。現在のところ、一応の取りまとめができたところでございます。以前の事業を踏襲することについては厳選をすること、新規施策をできる限り取り組んでいくこと、新規事業については財源の確保の見通しを自主的に探ること、総合計画の進捗状況に合わせて取り組みを進めること、全体的な通常経費につきましては、今年度に比較して原則20%を削減するように指示をいたしておるところでございます。財政運営等につきましては、指示どおりに予算が組めますと、次年度の交付税を本年度比約2%のマイナスと見ておりますので、何とか予算編成ができる段階まで持っていけるものと考えておりますけれども、なかなか厳しい状況でございます。

先ほど申し上げましたように、現在、大まかな形が見えてきておりますので、これから厳選してまいりたいと思っておるところでございます。

次に、政策決定のプロセスにつきましては、日々の業務の中で担当課が必要と考えました事業などについて、新規の取り入れや一部の変更などを担当部課の提案として決定し、議会に御提案をさせていただいております。

私の政策事項につきましては、必要なものが出来れば、前年度の10月ごろまでに担当課に説明し、成案として当初予算に反映させていただいております。

次に、毎週月曜日の政策会議につきましては、事前に政策会議で決定する必要事項につい

て前週内に総務部長に連絡があり、担当部長の説明を経て政策として決定し、各課に指示をしておるところでございます。

行政会議に関する会議規程を整理いたしまして、政策会議は市長、副市長、教育長、各部長で構成し、施策の決定や総合的な施策の調整を行っております。時間的には、1時間以内が原則でございます。

次に、10月、11月の出張等に関してのお尋ねでございますが、10月につきましては、平日在庁日が16日、平日の終日出張が4日、半日出張が6日、休日の出張が4日、11月につきましては、平日の在庁日が12日、平日の終日出張が8日、半日出張が2日、休日の出張日が3日となっております。

不在日につきましては、あらかじめ予定が把握できるため、在庁日に会議、決裁をいたしております。副市長、教育長、総務部長との協議は常に行える状態にいたしておるところでございます。

緊急な課題が生じる可能性があれば電話で連絡をとり合っております、特にこれまで問題は生じておりませんので、事前の打ち合わせによって対応する現在の方式で円滑な業務遂行に努めてまいりたいと思います。

次に、出張で得た情報などにつきましては、直近の部課長会で報告をいたしております。資料につきましても、素早く担当課に説明するように努め、次期の施策に反映させていただいておるところでございます。

次に、職員の人事問題についてでございますが、佐賀市の施策につきましては承知をいたしておるところでございます。

嬉野市におきましても、研修や派遣などはできるだけ希望者選抜を行っております。組織外の雰囲気の中で業務を行い、レベルの向上を目指すことは必要であると考えております。

次に、人事異動の基準につきましては、原則3年を基準に新職場の経験を心がけておるところでございます、全職場について知識を持つ職員をできるだけ早く育てるように努力いたしております。

市長部局につきましては、私の人事異動の権限内にあると考えておるところでございます。

人事評価につきましては、今年度から実施をいたしております、それぞれが今年度の業務目標を設定し、結果によって昇任などの参考にいたしたいと考えておりますので、かなりのウエートを占めるものと思います。

各種審議会につきましては、目的に沿って関係機関、団体、学識経験者などにより審議会、委員会を組織いたしております。さまざまな審議会に多くの市民の御協力をいただき、御礼を申し上げます。各団体などに目的に沿って推薦などをお願いいたして、決定いたしております。今後もさまざまな分野をお願いをいたしてまいりますので、市民の皆様の御協力をお

願ひ申し上げます。

また、女性の皆様が御参加いただき、御意見をいただくことは必要であると考えておりまして、現在は25%程度になっておりますので、今後とも増加するように努力いたしてまいりたいと思ひます。

審議会によっては女性が少ない場合がありますので、増加するようにお願いをいたしてまいります。

次に、寄附の文化につきましては、嬉野市では多くの御寄附をいただいております。各地区に名石を御寄附いただきました生田様や和泉式部公園に銅像を御寄附いただきました篤志家の皆様など、多くの方がいらっしゃいます。また、大草野小学校に長年御寄附を続けていただいた卒業生の皆様など、多くの御協力者がいらっしゃるわけでございます。

寄附の文化につきましては大事なことであると思ひておりまして、以前の寄附の記録なども把握していないものもあると思ひますので、調査をいたしてまいりたいと思ひます。

次に、例規の中での課題でございますが、現在、調査をいたしております。現在までの調査の中では約20程度あるのではと考えておりまして、今後、法の専門家の御意見をいただきながら適切に対応してまいりたいと思ひます。自治法との整合性をとっていくことを基本とし、対処いたしてまいりたいと思ひております。

次に、市のPRについてでございますが、さまざまに情報発信に努めております。以前のように、特別に強い媒体がリードするということができている時代になりました。先日、観光関係の皆様ともお話をいたしました。今、最も効果があるのはネット関係でございますが、直接契約、宿泊に結びつくのには、まだ旅行雑誌のほうが強いということでございました。それぞれ観光関係の方々もネットでの広報を行っていただいております。

嬉野市におきましても、旅行雑誌に加えて、ネットによる宿泊予約が増加すると言われておりますので、今後も各種媒体を組み合わせることが求められると思ひております。ブログやフェイスブック、ツイッターなどのソーシャルネットワークによる広報も行っております。また、嬉野市観光情報発信事業や嬉野市元気発信事業なども同時に活動を行っておりますので、情報提供は拡充しているものと考えております。

次に、嬉野市の観光の将来の方向性についてでございますが、第1には、観光人材の育成、次に、歩いて楽しい温泉を核とした観光産業の育成、東アジア地域への観光戦略の充実、ユニバーサルデザインと健康保養施策の推進、新幹線嬉野温泉駅の整備などが柱になってまいります。現在、観光協会で実施されておられます事業との整合性をとりながら進めてまいりたいと思ひます。

次に、九州オルレにつきましても取り組みを始めておるところでございます。先日は九州観光推進機構と協議をいたしまして、長崎県川棚町との共通コースとして、虚空蔵岳オルレコースを現地踏査もしていただきました。結果としては、オルレのコースとしては行程が

厳し過ぎるということで、認定にはなりませんでした。再度比較的易しいコースを設定して提案する計画にしておるところでございます。

いずれにいたしましても、観光協会とも常に連携して動いておりますので、努力をいたしたいと思っております。

次に、過去の御提案等についてお答え申し上げます。

まず、自治基本条例につきましては、平成23年8月から自治基本条例庁内検討会議を設置いたしまして、5回の会議が開かれておりますが、今年度は進捗いたしておりません。理由といたしましては、議会基本条例、地域コミュニティ条例が制定されている本市におきましての上乗せの条例等について検討が進んでおりませんので、今後、引き続き研究をいたしてまいりたいと思っております。

次に、温泉の集中管理につきましては、前回の議会でも予算をお願いいたしておりまして、揚湯量と使用量を把握するための設備の設置などについて取り組みをいたしたところがございます。現在の使用量が総量として適正であるかの把握や集中管理の設定の目安になるものと考えております。

現在、所有者と協議しながら、集中管理への取り組みを推進しなくてはならないと考えておるところでございます。

次に、コストアピールにつきましては、多くのところで実施をいたしておりまして、今後表示の対象を拡大してまいりたいと思っております。印刷物や公示箇所での表示を進めておるところでございます。

次に、マラソン大会につきましては、調査をいたしたところございまして、フルマラソンの市街地での開催につきましては、今般の交通事情などで許可関係が難しいだろうとの判断をいたしたところでございます。

最近、人気が出てきておりますリレーマラソンについては、市有のみゆき公園などの利用で開催できるのではと考えておりまして、まずはリレーマラソン方式で開催できないか、計画を立ててみたいと考えております。

また、現在、体育協会、陸上競技協会で開催されております健康ロードレースにつきましては、貴重な一般道でのレースでございますので、充実されるように支援を強化いたしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で山口要議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

**○議長（太田重喜君）**

教育長。

**○教育長（杉崎士郎君）**

4番の教育問題の辞書引き学習についてお答えを申し上げます。

学習の国語辞典につきましては、小学校3年生から教科で使用するため、学校図書館に児

童分、備えつけております。また、小学3年生以上のほとんどの児童が自分の国語辞典を持っているところがございます。

辞書引き学習では、調べた言葉全てに附箋を張って遊び感覚で取り組ませるということで指導しております、興味を引き出す手だてが期待できるところがございます。

市内の小学校では学校全体としての取り組みを行っておりますけれども、全ての学校ではなくて、学級の温度差は多少ありますけれども、多くの学校で取り組みをしているところがございます。

重要なポイントは、いつでも辞書を引けるような環境をつくることであると言われております。先進的な取り組みをされている学校での検証結果を参考にしながら、今後、全部の学校で取り組みが浸透するように広げていきたいというふうに思います。

以上、お答えにさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

いつも時間切れで、教育長には非常に申しわけなく思っておりますので、今回1点だけです。まず第1番目に、教育長に教育問題についてお尋ねをしたいと思います。

今、教育長の答弁をお聞きしますと、本市においては取り組んではいると。しかしながら、学校間にそれぞれ格差があるというふうな御答弁をされましたけれども、現実、本当に全部の学校においてこのような取り組みを推し進めておられるんですか、それとも任せた状態ですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げます。

小学校3年生の中で、カリキュラムとして辞書の正しい使い方という単元が出てくるわけですね。したがって、それが出てまいりますので、学校備えつけの辞書を準備しております。そして、それ以外に、マイ辞書といいますか、自分で持っている子どもさんも随分おります。したがって、兄弟でありますと、お兄ちゃん、お姉ちゃんから譲り受けた辞書を使っているというのもあります。ただ、学校の備えつけの辞書については、いわゆる附箋紙を張るといのが辞書引き学習の典型ということで、中部大学の深谷先生あたりが提唱していらっしゃるのです、そういうことから見れば、いわゆる身近に置く、何というんでしょうか、マイ辞書といいましょうか、そういうことからいくと、学級によって多少温度差はあるということですね。

したがって、学習指導要領の中に出てきている辞書の引き方については、全部の学校で行



っているというところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

まさに今、教育長がおっしゃった深谷先生がそのことを進めておられるわけなんですけれども、深谷先生が「7歳から「辞書」を引いて頭をきたえる」という本を新潮社から出されて、それに沿いながら展開をされておるわけなんですけれども、今、教育長が言われた、まさに附箋を張ってすること、それが大事だというふうに思いますけれども、今の教育長のお答えをお聞きしますと、マイ辞書でそれをしているんですか、それとも学校備えつけの辞書でしているんですか、そここのところがちょっとよくわからない部分があったんですけど。私はマイ辞書においてそれぞれ個人が附箋を張ってすることによって、そして言葉とつき合っていく、中身とつき合っていく、そのことが一番ベースになってくるというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げます。

マイ辞書を持っている子は、マイ辞書に附箋を張っていくということですね。したがって、新しい単元に入る前に、新出の言葉、わからない言葉等を調べて、そしてその調べたことをノートに引き出して書いていくというようなことですから、いわゆる一番身近に置くということではマイ辞書を使うというのが基本になっております。

ただ、マイ辞書を持たない子も幾らかはいるわけですので、そういった子どもさんについては学校備えつけの辞書に附箋を張って利用してもらっているという状況です。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

第1回目のときに申し上げましたけれども、今、小学生向けの学習国語辞典、あれが物すごく売れている、それも事実なんですね。ややもすれば、今の子どもたち、パソコンなんか非常にたけていますし、それで引いて、本当に辞書なんか引かないというふうな子どもたちが多くなってきている。そういう意味で、改めて辞書を引くことによって子どもに読解力というものがついてくる、読み書きすることによってね。だから、そここのところが今後の子どもたちの成長につながっていくんじゃないかというふうに私は思うわけです。

ですから、できれば本市においても、本当に進めていくのに非常に難しい部分があるかと思えますけど、もう一度学校、教育委員会等でお話し合いをされて、学校の先生方にそのことに通ずる展開といたしますか、進めていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、深谷先生の所説を読みますと、辞書は引くときに本棚に立てておくだけでは意味がないと。いわゆる身近に置いて、必要なときにさっと引ける、リビングに置いてでも引ける、そういう程度になったとき初めて、辞書引き学習だというふうに提言をされておりますので、そういう方向を見据えて、いわゆる生きる力の基本としては表現力、思考力、判断力というのもありますので、そういったことから、やはり取り組んでいくべきじゃないかというふうに思っていますので、教育委員会としても各学校の校長会あたりで推進を図りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

ぜひ読書等を含めて、この辞書引きということについても——これは書物を見る、読むということに向けて子どもたちが頑張っていくような体制というものを今後進めていただきたいということを改めて要望しておきたいと思えます。

次に移ります。

寄附文化についてであります。

先ほど市長の答弁を聞きましたときに、いみじくも生田さんという名前が出ましたけれども、市長の答弁の中で、寄附者について名前がわからない部分もいっぱい出てきていると、そのことについて調査をしているというふうな答弁がありましたけれども、現実、今本当に調査をされているんですか。調査をしてみたいということなんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前から嬉野の場合は、寄附の御希望をお聞きしまして、寄附の申請書というもので確認をしておいたわけでございますけれども、現在、そういうふうな前々のがどうなっているのか、はっきり私が把握しておりませんので、調査をしてみたいということでお答えしたわけ

でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

教育長、あるいは学校教育課長でもいいんですけども、今、学校に寄附されているものについて先生たちは御存じですか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げます。

全ては知らないと思います、入れかわりがありますので。したがって、前回、議員から指摘がありました樹木等については、学校敷地内の樹木、石塔については今年度調べて、永久保存という形で各学校で保存し、教育委員会でも保存するようにしていますので、そういったことについても各学校、毎年すればいいというふうに思いますけれども、ただ、備品等とか書庫あたりについては、できるだけ横のほうに書いたりしてあるものもあります。場合によっては、ある方によっては名前は絶対残さんでくれというような形で言われている部分もありますので、そういった面でいくと、全てということにはいかないというのが現状ではないかと思います。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

学校教育課長、この質問通告が出てから、そのことについてどの程度お調べになりましたですか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

学校図書館にある図書等については、備品として既に台帳記入をされております。そのほかの樹木であるとか岩石、そういった特に名前等がわかりづらいものについては学校に照会をかけて調査をしております。テント等についても備品として寄贈をされておりますので、そういったものは学校のほうに書類として残っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

**○17番（山口 要君）**

実は私がこのことに気づいたといいますか、それは、嬉野小学校に行きましたときに、先ほど市長から名前が出ました生田さんの石等々について、今の学校の先生たちは誰も御存じないんですよ。だから、学校教育課で調べようとしても恐らくわからないと思うんですよ。あの石は御存じですかと校長先生に聞いたときに、いや、誰かわかりませんということだったんですね。あれっと思いましたので、私はこのことについて、いつか質問をしなければならぬというふうに思ったわけです。

この経緯については、恐らくここにいらっしゃる方は余り御存じの方は——嬉野町にいた方で都市計画課にいた方は、建設・新幹線課長は都市計画課におりましたかね。——いないですよ。本当にわかっている方はほとんどいないんですよ。生田さんもそのときには自分の名前を出さないでくれというふうなことで、軽く宴会の席ぐらいでおさまったんです。しかしながら、もう亡くなられた。亡くなられた後については、そのとき生田さんがそうおっしゃったにしても、私はやはりある程度の名前を残していくべきじゃないかと。そうしないと、誰からもらったんだということが未来永劫忘れ去られてしまうというふうに思ったわけです。私は奥さんのほうにもお話をお聞きしたんですけれども、妹さんにもお聞きしたんですけれども、できれば残してほしいというふうな御意向もありましたので、ぜひ今わかるうちに、あれだけ高価なものばかりなんです、樹木にしても、石にしても。価値的に本当にはかり知れない価値があるものばかりなので、できれば近々のうちに調査をしていただいて、ぜひ名前を残していただきたいというふうに要望だけしておきたいと思います。

**○議長（太田重喜君）**

教育長。

**○教育長（杉崎士郎君）**

お答えいたしますが、嬉野小学校については一応こういった形で、ロータリーの森、それから石庭のところについては生田さんの名前も、平成6年に寄附していただいていますので、こういう永久保存という形で全面移転時に開校記念寄附ということで生田さんのフルネームで残しております。これは永久ですね。ただ、現場に立て札を立てるという手法まではしていませんけれども、一応今年度、各学校、樹木に番号をそれぞれ打って、一つ一つにはしております。そういった手続は今年度やったつもりです。

**○議長（太田重喜君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

生田様の御寄附につきましては、私の就任以前でございましたけれども、経緯については議員御発言のとおりで、御好意でいろんなところの名石をいただいているということは事実

でございます、その後、私どもが御連絡をとりましたのは、今の湯遊広場のところにいわゆる足湯をつくる時に、名石ですので、傷つけたらいけないというふうなことで生田様に御連絡をとらせていただいて、こういう設計でさせていただきたいというふうなことで御説明を申し上げまして、快く御了解をいただいたということでございまして、そのときには、うちの職員も湯遊広場の名石については御寄附をいただいたということで十分認識はしていると思いますけど、そのほかにも市役所の庁舎の前とかいただいておりますので、今、御提案でございますので、御遺族の方とも御連絡をとり合って適切な方法をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（太田重喜君）**

山口議員。

**○17番（山口 要君）**

野球場の入り口にも石があるんですね。だから、あの金額を全部合したら1億円の線ではきかない。それぐらい高価なものばかりですので、ぜひ本当に名前を、寄附文化というものを出すための、そのことについて今後御尽力いただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

次に、政策決定についてということであります。

まず、お尋ねいたします。総務部長、政策とは、意味についてお答えをいただきたい。副市長でもいいです。

**○議長（太田重喜君）**

副市長。

**○副市長（中島庸二君）**

字のごとくと思いますけれども、お答えします。

政策とは、改めて方向性のある考えを行う策だと思っております。ちょっと言葉になりませんが、改めて起こす政策——政策と言ってしまうけれども、改めて行う施策の方向性を出すものだという認識しております。

**○議長（太田重喜君）**

山口議員。

**○17番（山口 要君）**

それに沿ったことですよ。団体、あるいは個人などが公共的な問題についてとるべき方策や方針ということが政策と。まさに政策を練るという言葉もありますけれども。

今後、公共的な問題についてとるべき方策や方針というのが政策であるとしたときに、先ほど市長は政策会議ということの中で、新規の取り入れ、あるいは担当部課の提案をもとに政策会議を1時間内で開催しているというふうな答えがありましたけれども、本当にその他

の部長会議の中で連絡等もあるわけですので、中身の充実、濃さというのがそれだけのもの  
でできているのかどうかということについて、私はやや疑問を感じる分がありますけれども、  
そのことについてのお答えと、これが何ゆえに5月から、それまでは部長会議というもので  
あったのが政策会議と名前を改められた理由、それをあわせてお答えいただきたいと思いま  
す。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

以前は部長会議ということで毎週月曜日にやっていた会議でございますけれども、これに  
つきましては、今年5月に部長会議の内容を一部見直しをいたしたいというふうなことで部  
長会議の中で提案がございまして、それに基づきまして、設置の目的を明確にするために嬉  
野市の行政会議規程というものを制定いたしました。行政会議の内容につきましては、例規  
のほうに載っておりますけれども、市政の運営の方針であるとか、重要な施策、あるいは重  
要な議案に対すること等の協議をするというふうなものでございます。このほかには、市長、  
あるいは副市長、教育長が出席参加されました会議等の情勢報告、それに基づく意見交換、  
あるいは各部からの連絡、報告などを行っているということでございます。（「中身につい  
ては、わかります。ここに書いてありますから、わかっています」と呼ぶ者あり）

各課において協議が必要な案件につきましては、この中で政策調整会議というのがござい  
ます。この政策調整会議の中で協議を行いまして、その結果を政策会議のほうに報告いたし  
まして、それで審議をいただきまして、これに基づきまして政策、そして、例えば予算に上  
げるものであるとか事業計画に上げるとか、そういうようなものについて協議をいたしまし  
て決定をしているというふうなものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

以前の部長会議と、政策会議になってから中身は変わりましたか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

政策会議というふうな名目に変更しましてからは、先ほど申しましたように、政策にかか  
わるいろんな協議がふえてまいりましたということでございます。そのもとになります政策  
調整会議というのがございますので、まず、その政策調整会議の中で各課から出された案件

を協議いたしまして、それに基づきまして、いろいろな資料を寄せたりとか各事例を取り寄せたりいたしまして、それをもとに政策会議のほうに報告をするというようなことで、その手続等が加わりましたことで内容的には十分厚いものになっているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

この中に、政策会議審議依頼書という別記様式があります。これは5月以降、どれくらい出ましたか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

政策調整会議の依頼につきましては、7件が提案をされております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、延べにすれば大体一月に1件ということですね、5月からですから。中身については、どんなものですか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

例えば、議員が御提案いただきましたフルマラソンがございましたけれども、これの取り組みについて、あるいは職員研修会を実施いたしておりますけれども、これの取り組みについてとか、あと社会資本整備交付金がございますが、これの担当窓口についてどのように取り扱うかとか、あとは各地区に堤がございますが、堤の管理とか、そういったものについての協議がっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

今お答えを聞く中では、言葉は悪いですが、本当に政策会議と言えるものかどうかなという一つの疑念といいますか、そこを私は感じるんですね。本当にそういう場に持って行って、本市の今後の方針というものに結びついていっているのかどうかということを感じられるわけですので、もう少し今後について、その政策会議そのものについて御検討いただき、濃い中身に向けて努力をしていただきたい。

そういう中で、実は政策会議の3項にあります。第1項、市政運営の基本方針に関する事項に掲げるもの——いや、第1項じゃなくして、第3条の第1項、政策会議、市長、副市長、教育長とありますけれども、「第1項に掲げる者以外の者を政策会議に出席をさせ、説明させることができる」という文言、そしてまた第5条の3のところ、第1項、政策会議、政策調整会議ですけれども、そこにおいて、「第1項に掲げる者以外の者を政策調整会議に出席させ、説明させることができる」という項目もあります。

このことについて、これ以外の者が出席した経緯は今まであるんですか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

メンバーといたしましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、市長、副市長を初め、部長が入っておりますけれども、これ以外に担当の課長、あるいは副課長、そういう者が出席をしたということとはございますが、それ以外の方の出席はあっておりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

仏つくって魂入れずとありますけれども、名前だけ変えても私はどうかなと。5月に政策会議と名前を変えたからには、先ほど申しましたように、ぜひその政策会議の中身の充実というものを今後図っていただきたいということだけを要望して、この問題については終わります。

それでは次に、人事の問題であります。

人事の問題について、佐賀市の取り組みについては承知をしているということだけ市長が答弁されましたけれども、このことについてどうお考えですか。今後、検討されるお考えはあるんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）



お答え申し上げます。

システムとしては、現在、私どもが取り扱っている方式と余り変わってはおりません。ただ、私どもの場合は、課題が出てきたときに、職員の自主的な、何といいますか、手挙げ方式と言うぎ——自主的な発意によって動くようにしておるところでございまして、佐賀市さんの場合はそこまでまだ枠をつけなくて、本来、将来的に佐賀市全体の資質に役立つような新しい職員の動き方とか職員像を目指して提案するということについては認められておりますので、私どもとしては、人員の関係もありますけれども、そういうことができれば理想的だなというふうには思っております。

以上でございます。

**○議長（太田重喜君）**

山口議員。

**○17番（山口 要君）**

この問題については、本市の海外派遣というのは短期ですよ、2週間程度。佐賀市の場合、今回は2年というロングランにわたっての派遣なんです。佐賀市は職員が多いからできるかもしれませんが、やはり本市においても、そこら辺が余裕ができるのであれば、そのことについても今後検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、人事異動についてでありますけれども、先ほど市長は原則3年を基準としているということで申されました。

総務課長、今、最長で何年ぐらいの方がいらっしゃいますか。

**○議長（太田重喜君）**

総務課長。

**○総務課長（永江邦弘君）**

お答え申し上げます。

今、合併して6年になるわけですけれども、合併以前から、旧町時代から同じ所管の同じ業務を今も継続してやっているという職員も在籍をいたしておりまして、そういうふうなことを考えたときに一番長い職員で12年、その次に9年、8年、7年というふうな順番で在籍をいたしております。

以上でございます。

**○議長（太田重喜君）**

山口議員。

**○17番（山口 要君）**

ということですよ、市長。最長12年、原則3年ということの中からすれば、それは4倍の年限ですよ。そこら辺の状況について、どうお考えになりますか。私どもが余り人事に関して言うべきじゃありませんけれども、最近、少し気になる分があつて、実は半年でかわる職

員もあれば、そのような職員もいるというふうなことも承知しておりますので、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

人事異動につきましては、先ほど申し上げましたように、総務課のほうで原案をつくってくるわけでございますけれども、そのとき必ず確認しますのは、大体どれくらいの年限で在籍しているかということを確認するわけございまして、どうしても全体的に足りない状況の中でございまして、完全にまだ異動ということは言うておりませんが、できるだけ早く異動させるように努力はしていきたいと思っております。

毎回、異動のときにはそれぞれの職場ごとにチェックはずっとかけております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

先ほど申しましたように、私どもが余り執行部の人事に対して口出しすべきじゃないというふうには理解はしております。私はこの人事についてするのは、議員になって2回目なんです。嬉野町時代に余りにも人事の停滞があって、そのときに時の町長は病気で休んでおりましたけれども、時の助役にそのことについて申し上げました。それからもう10年以上、20年近く――20年にはならないかな。十四、五年になるわけですけれども、もう2回目、嬉野市になって初めて言いました。殊に最近、何となく人事の停滞というものを感じられます。やはり人事を活性化することによって、また行政の活性化というのもリンクしてくるというふうには私は思います。経験ということも大事でしょうけれども。

そこら辺を含みおいて、副市長はその点についてはどの程度御認識だったですか。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

今の人事の長い分と申しますのは、若干誤解がございまして、例えば専門職、保育士あたりとか保健師あたりは当然動けないと思っておりますので、その辺をのければ、かなり減ってくると思っております。

そういう形で、確かに旧嬉野町時代のときは長い年限もございました。（「旧嬉野町のことはいいんですよ、そのことは」と呼ぶ者あり）ただ、今であれば、ほとんど最近是最長五、

六年ぐらいで動かしているような状況でございます。

ただ、このことにつきましては、適材適所もございますし、またそこを動かせばどうしても支障があるということがございまして、基本的には公平な人事をしているということで、市長のほうにはそういう形で提案をされているんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

その中で、短期間に異動するというのもあるんですかね。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

はい、実際に年限を満たないで退職された方の穴埋めのものもありますし、また県とかほかの職場のほうにも急に出さなくてはいけない場合は新人でも、一、二年ぐらいの経験者の方も出ていただいております。それが本人のステップアップになるということで判断をさせていただきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

それ以外では。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

今のと関連いたしますけれども、どうしてもそこが、その方が動いたことにより、またそういう形で前の分をどうしても埋めなくてはいけないというケースもございますので、特段、不合理ということではないですけれども、そういうことで若干の穴埋めのものでも異動していただいているケースもあるかと思えます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

それで、その中で、実は人事評価制度のウエートということで、先ほど市長の答弁によりますと、今年度から実施、そして昇任に参考すると、かなりのウエートを占めるというふうな答弁がありました。例規を見ましたときに、実はここに1万7,375ページ、嬉野市職員の

人事評価に関する規程、これがここにはないんです、目次だけで。これはどうなっているんですかね。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げます。

今回、嬉野市職員の人事評価に関する規程が掲載をされていなかった問題では、まずおわびを申し上げたいと思いますけれども、1つは、市としてのチェック機能が十分満たされていなかったことも責任の一端ではないかなというふうに感じております。

内容を申し上げますと、当市の例規集には、ほぼ全法規については登載を基本というふうにいたしております。ところが、その中には登載を一部しない部分がございます、それは何かと申しますと、ホームページ上に公開用のデータとして掲載をしている……（「この問題だけでいいんです、この問題だけで」と呼ぶ者あり）そういうものがございまして、そういう指示をですね、公開用データについては登載をせずがいいということで業者には申し上げます。私どものそういった協議が少なかったのかもわかりませんが、私たちはそれを認識して例規には載っているもんというふうに考えておりましたけれども、そこら辺の行き違いで、今回、例規に載っていなかったということになっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

これはチェックミスで済まされるんですか、こういう問題。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、チェック機能が満足にできていなかったということが事実でございますので、許されないこととは思いますが、そういうような状態になっております。

公開用データとの関連です。（発言する者あり）

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

総務部長、それでいいんですね。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

経緯につきましては、今、課長が申しましたとおり、業者側とうちのほうの連絡調整がうまくいっていなかったということでございますけれども、今後このようなことがないように十分注意をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時 4 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

山口議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、このことについては、先ほど冒頭に市長が申されましたように、人事については原則 3 年を基準として今後していかれるということを期待しながら、この人事については終わりたいと思います。

次に、各種の審議会の問題であります。

1 回目の質問のときに申し上げました。規則の見直しというふうなことで言いましたけれども、総務課長、総務部長どちらでもいいですけれども、条例、規則、告示、訓令について、まず御説明をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 6 分 休憩

午後 2 時 6 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

山口議員。

○17番（山口 要君）

説明するのは難しいとしても、とりあえず理解はしておられるというふうに思いますので、進めていきたいというふうに思いますけれども、今、本市の例規の中にされている中で、実は訓令によって報酬が出ている分があります。訓令というのは、行政機関において所管の諸

機関及び職員に対して発する命令、または示達ということですよ。そのような状況の中で、果たして報酬が伴っていいのかというふうに思うわけです。

これはどこの課かわかりますか、それぞれ皆さん方。自分のところの課でないですかね。うちのところと思う人、ちょっと手を挙げてみてください。ないですか。

訓令で出ているのは、災害時要援護者避難対策連絡会議、おわかりですね。それが訓令で報酬が出ているんです。当然、これは訓令で、規則もあれなんですけれども、条例とすべきところが今、規則とか訓令とかいう形になっているわけなんですけれども、特に訓令については、これはちょっと余りにも乱雑というふうな気がいたします。

健康福祉部長、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

9月議会で御指摘をいただいて、私もずっと要綱をチェックいたしましたけれども、そういうものが結構ありましたので、総務課には早く協議をして3月議会時にどう提案するかという内容を全体的に話し合いをしてほしいということは申し上げております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

先ほどの市長の答弁の中では、そのことについて、20程度の見直し、専門家との協議、自治法との整合性というふうな答弁がされました。

第1回目のときに申しましたように、9月議会のときに神近議員の指摘によってあった。でも、ほかのところにもあったので、私はそれはそのときにはあえて取り上げませんでした。そのときに私は当然、即その問題について取りかかっているだろうというふうな期待をしておりましたけれども、今の過程の中で、プロセスの中でどうだったんですか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

御指摘のとおり、いわゆる要綱、規則等の中に附属機関等の委員の報酬関係が組まれている分がやはりございますので、この分については早急に対応するというふうなことで考えておりましたが、何せ本数が多過ぎまして、今回の上程には間に合いませんでしたので、今後、早急に、近いうちに、できるだけ早目に対応させていただくように今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

どの程度準備を進められましたか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えします。

まず、どういうふうな要綱、規則があるのかを確認しているところでございます。それとあと、そのことで、本当に自治法にいう附属機関に属する機関なのかどうかの仕分けを若干しなくてはなりませんので、専門家の方に問い合わせをしてみたりとか、そういったところを今進めております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

この例規で見たときに、公の施設の指定管理者選定委員会、企画部の分ですよ。企画課長、これについてはいかがですか。これは私が見るに、設置根拠は何もないんですね、条例でも規則でも。企画部長、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 11 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

山口議員。

○17番（山口 要君）

いや、もう答えは出されんとですよ。それは何も設置根拠はないんです。あと私がもう1つわかっている限りは、防災対策調査委員、このことについても設置根拠なし。で、報酬があっている。

このように、一番法令に基づいて、のっとっていくべき行政組織において、余りにも乱雑過ぎる、アバウト過ぎるというふうにはしか私は思えません。ですから、もう一度全部洗い出しをしていただいて、改めて来年の3月議会等で条例等で見直しをしていただくということ

を要望しておきたいと思います。

今、ここで各課それぞれここに列記している分、言ってもいいんですけども、皆さん方それぞれおわかりだと。帰って見れば、すぐ気づくものがいっぱいありますので、ここに座っていらっしゃる皆さん方それぞれ全部リンクします。関係ある分があります。もう一度課に戻って担当課の職員とそのことについて見直し、御協議をして、総務課のほうに上げていただきたい。いいですね。それで、総務課、総務部においては、早急にそのことについての会議を開いていただいて、見直しをしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、審議会ですけれども、実はこの審議会、先ほど市長は本市の女性委員の比率が25%であるというふうな御答弁をされました。そして、今後についても努力をしていきたいというふうな答弁がありましたけれども、特にその中で、実は災害対策について、今、女性委員の起用というのが非常に望まれている部分があるわけなんです。そのことについて、市長、いかがお考えですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは以前の議会でも御指摘があったところでごさいますて、残念ながら女性の委員さんが任命されていないということでごさいますので、今回、防災対策等につきましては、全ての世代、また男女問わず影響するわけでごさいますので、当然、女性の方の意見もお願いしたいと思いますので、御指摘は十分わかっておりますので、今後、いろんな形で御協力をお願いしてまいりたいと思います。

以上でごさいます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

実は岡山市が結構女性の登用に対して頑張っているところなんですけれども、これは災害対策について見たときに、その災害対策の審議委員さんが49人いらっしゃる中で、実に20人、比率にして約40%しておられるところもあるわけなんです。そういうことをひとつ目標にしながら、今後努力をしていただきたいというふうに思いますし、また若年層の委員が少ない。そのことも——それぞれ若い方はお忙しいかもしれませんが、できるだけ若い方も審議委員の中に入れていただくという努力もしていただきたいというふうに思うところがあります。

もう1つは、実は審議委員の中身なんですけれども、開催がされても、提出された案件、



そのことについて本当に活発な論議があっているのかどうか、私は甚だ疑問に思う分があるわけなんです。結局、我が田に水を引くとか、うぬぼれとかいうことじゃなくして、今は議員はそういう審議会に入らないということを取り決めまして入っていないわけなんですけれども、議員が入っていらっしゃるときには、そのことについて多少の意見を述べておられた。ところが、今、議員がいない中で、執行部の言いなりになっている——言いなりというのは語弊になりますけれども、執行部の提案されたことについて、ただ「はい、はい」うなずく、そして時間も30分そちらで終わっている審議会というものが多数だというふうに思いますけれども、建設部長、あなたの所管している審議会の中での感想はいかがですか。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えいたします。

1つは、下水道審議会という審議会がございますけれども、それにつきましては、今後の嬉野市の下水道未整備地区に対しまして、どういった工法で、どういった手法で持っていったらいいかということで……（「中身はあっているかどうか」と呼ぶ者あり）

それで、委員に未整備地区の現場に行っていたり、いろんな意見を言っていたりしておりますので、執行部のほうの言いなりにはなっていないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

自信ありますか。（「はい、あります」と呼ぶ者あり）自信ありますか。じゃ、議事録を後で見えていいですかね、どのような意見が出ているのか。それを確認した上でまたお聞きをしたいと思っておりますけれども、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですね。

今、建設部長はそのように言われましたけれども、教育部長、教育部長が所管しておられるところについてはいかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

いろいろの審議会がありますが、その中でも文化財保護審議会の委員さんの審議もあっております。年3回ぐらいあっております、当初の計画と中間の経過、それから最終的な取りまとめというようなことで、そういったことで年3回あって、いろんな委員さんからの意

見も出ているというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

産業振興部長、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

今、私のほうでは審議会はございませんけれども、嬉野茶の建設推進委員会というのがございます。その中では、13時半から16時ぐらいまで非常に長い時間議論をしていただいております。その場所につきましてもさまざまな意見が出ておりますので、全く一言も言わない委員さんはございませんので、こちらのいろいろ意図するようなものにはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

教育長に尋ねますけれども——ああ、これは違うか。教育長は通告を出していなかったですね。すみません。

通告を出していなかったんですけれども、オフレコという形で答弁は無理ですね。——はい、いいです。だから、答弁はいいです。

教育長が出席していらっしゃる委員会においては、教育長の存在が余りにも大き過ぎて、校長先生たちが物言えぬ雰囲気があるのではないかなというふうなところで私は何となく感じておりましたので、もう答弁されませんでしょうから、いいです。かえってよかった、答弁なくて。

今、それぞれ各部長さんたちから、それぞれみんな自信を持って活発な論議があっているというふうなことをお聞きしましたので、私はそのうち、どこかのそういうところに傍聴に行つて確認をしてみたいというふうに思います。それがそうでなかったら、次の3月議会に改めてこの問題について御質問させていただきたいというふうに思います。

次に、本市のPRということであります。簡単にいきます。

先ほど市長はPRについては以前のように強い媒体は存在しないというふうなこと等々を申されましたけれども、実は気になる分がありまして、市長が町長のときには「新聞紙面で

見る嬉野町」というものを発行されて、それだけ各マスコミに大いに取り上げられて、それこそ一時、佐賀新聞が嬉野新聞と言われるような時代もありました。

そういう中で、情報発信ということで見ましたときに、一番身近な例からいきますと、たまたま今回、ふるさと会、大阪については澤登君が頑張って記事に載せてくれたと思いますけれども、あとの分については何にも載っていないんですね。私はちょっと確認をいたしました、連絡はあったのかと。ほとんどあっていないんですね。だから、ほかのところの市町村の、例えば関東会とか、そういうのはあっても、嬉野の分は載っていない。だから、一番身近なそういうところからでもやっぱり情報発信していくべきだというふうに思いますけれども、とりあえず市長、いかがですか。

**○議長（太田重喜君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

ことしについては、そういう点もあつたと思いますけれども、実は私もその点は十分注意をして、支所あたりに行ったときにもお話をしておりましたけれども、残念ながら役員さんが交代された時期になりまして、それぞれの支所に御案内状を出されたかどうかということがちょっと確認できていなかったものですから、そういう点では先方にも御迷惑をかけたんじゃないかなというふうに思います。

役員さんの間で、ちゃんとこことこことこには御案内状を出したがいいよというふうな引き継ぎがあつたところについては掲載をさせていただいておるわけですが、次回からはそういう点もふるさと会の方と協議をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（太田重喜君）**

山口議員。

**○17番（山口 要君）**

きょうはたまたまM氏が来ておりますけれども、本当に彼は一生懸命頑張って、今、嬉野の記事を載せております。でも、これが記者がかわつたら、またどうなるかわからないわけですね。今、M君に本当にこの場から感謝と敬意を表したいと思っておりますけれども、ぜひ今後とも頑張っていただきたいと思っております。

次に移ります。

最後の市長の動静についてということであります。

先ほど10月の分については、在庁日数、平日16日、半日出張4日というふうなことで、それぞれ10月、11月ありますけれども、これによりますと、大体月の半数近くは出張しておられるというふうな状況であります。

最初申しましたように、本当に66歳になりましたかね、その年齢でよく頑張っておられると。体力的に大丈夫かなということも気になりながら、あえてお伺いをしたわけなんですけれども、本当にトップセールスというのは大事と思うわけなんですけれども、ただ、その中で、市長が行かなくてもいい、代理でできるものというのは全然なかったんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

昨年から10月、11月がちょっと集中し始めたわけでございますので、いろんな調整が難しくなっておりますけど、私が行かなくていい場合については、副市長とか、そしてまた担当部長にもお願いいたしております。

ただ、私が少し勘違いがございまして、昨年から9月議会の運営の仕方が、決算まで一緒にさせていただくということになりましたものですから、いろんなところをお願いして、9月の出張は一切だめですと、何かあったら10月、11月に動かしてくださいというようなことで、ちょっと私が先走りしたことがあったものですから、周りの方がそういうようなことで10月、11月にいろんな会議を集めていただいたということもございます。ただ、ことはいろんな御配慮をいただいて、いろんなところに出られるようになっておりますので、次年度ぐらいからはできるだけ平準化をお願いをしたいなというふうに思っております。

また、市長会で、主には輪番になりますけれども、私が代表を務めているものがあるわけでございますので、それについては、やはりできるだけ私の日程に合わせていただくように次年度からはお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

まだまだ先は長いんですから頑張っていたいただきたいということを思いますけれども、その中で、市長が不在の場合の決裁については、先ほど市長は事前の打ち合わせ等で済みだということを答弁されておりますけれども、これは嬉野市長の職務を代理する職員を定める規則、市長の職務代理ということが総務部長になっているわけですね。これは副市長の立場というのは、この辺はどうなるんですかね。例規の中ではそこら辺が明記されていないんですね。だから、どうなるんですかね。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

確かに例規を見ましたら、副市長という形にはなっておりません。ただ、実際は……（「副市長じゃなく、総務部長でしょう」と呼ぶ者あり）はい、副市長にはなっていないということ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

しかし、実際の権限としては、もし市長が不在の場合は私のほうがいろいろ指示はしております。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、一応市長不在の場合においては、この例規とは別にして、副市長を中心とした体制のもとに業務を行っているということで確認をしいいんですかね。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、そのときの機能はうまくいっていますか。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

はい、基本的にはそういう形で動かしておりますけれども、私の判断でできないことについては、市長が答弁されましたように、電話等で連絡をとって指示を仰いでおります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、市長は常にいかなるときでも、そういう連絡がとれるような体制に出張したときはあられるわけですね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

携帯電話で連絡できるものについては既にしておりますし、また、いわゆるファクス等が

必要な場合につきましては、ホテル等がある程度決めておりますので、そちらのほうの配慮をいただいて、文書的なチェックはずっと行っておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（太田重喜君）**

山口議員。

**○17番（山口 要君）**

次に、観光問題ですけれども、先般、実は「一度は行ってみたい温泉地」、そして「もう一度行ってみたい温泉地」ということでリクルートから調査がされております。あこがれ温泉地として、由布院が7年連続で1位、そして指宿が5位、別府が6位、黒川が9位と。

「もう一度行ってみたい温泉地」では、箱根が1位で、由布院が2位、別府温泉5位ということが結果として出ておりますけれども、その中で、実はそれぞれのリクエストされた方のあれが、「街の雰囲気が好き」というふうなところがどっちにしてもウエートを占めているわけなんです。

それぞれの施策等の問題でもありますけれども、とにかく「街の雰囲気が好き」という結果が出ている中について、市長は今後についてどうお考えになりますか。

**○議長（太田重喜君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

いろんなデータのとり方がございますけれども、私どもの温泉地もある程度のランクには入っていると思っておりますけれども、そういう中で、最近変わってまいりましたのが、泉質とか、それから施設のよしあしとかいうのに加えまして、やはり雰囲気というのが非常によくなって、多くなってきましたけれども、残念ながら嬉野は雰囲気という面ではなかなかいいランクに入っていないということでございまして、そういう意見をずっと以前からこの議会でもいただいておりますので、毎年、今のところは大体商店街中心でございまして、予算を入れながら整備を行っているところでございます。

また、それについては、商店街の方も数件の方が御理解いただいて、閉まっていたお店をあけていただいたり、そういうようなことをお願いできておりますので、少しずつ変わっていくんじゃないかなと期待しております。

また、塩田津につきましても、同じような意見がございましたので、塩田津のまちづくりの皆さん方もいろいろ研究していただいて、今回、また民芸品とか塩田の工芸品を展示即売する施設もつくっていただきました。今、お問い合わせ等も非常に多いようでございまして、また中身が充実してくればお客様としてはふえていくんじゃないかなというふうに思っております、嬉野の旅館の方も、今、マイクロバスが多いようでございますけど、必ず塩田津

のほうにも御案内をしていただくというふうな状況になっておりますので、少しずつ雰囲気が変わってくればなというふうに期待して、頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

景観条例も制定されましたし、ぜひそういう雰囲気づくりに向けて今後努力をしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。

アトラダムになりますけれども、過去の提案の中で、コストアピールについては、市長は先ほど多くのところに実施をしているというふうなことでありますけれども、建設・新幹線課長、あなたが担当されたところでコストアピールを完全にされましたか。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

昨年の6月に多分出していただいたと思っておりますけれども、それ以降、これにつきましては、現在、掲揚いたしております。ひな型をお持ちしております。（資料を示す）このような形でラッピングをして、しております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

その建設されている場所の前面に、例えば、看板的なものでされましたか。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

まず、250万円以上という金額の制限がございますけれども、業者さんが安全看板とか、以前は当たり前につくってあったそうでございますけれども、今、金もございませんので、安全看板等の隣とか、張られる部分について掲揚をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

コストアピール、アピールということのやり方もいろいろ手法もあるかと思っております。嬉野ドーム、みゆきドームはコストアピールされていなかったですね。（発言する者あり）し

てあったかな。（発言する者あり）

これはできるだけ市民の方にどれだけ費用がかかっているかということを知らしめるためにも大事かと思しますので、今後について、それぞれ各担当課が何か事業をされるときにはぜひそういう形で実施をしていただきたいというふうに思います。

次に、マラソンの件なんですけれども——その前に、オルレなんですけれども、これね、検討されたことは認めます。ただ、まさに市長がほかのところから指摘を受けられたように、とにかく虚空蔵山あのコースはオルレとは感覚的に全く違うんですね。オルレの場合は、かなりフラットコースが多いかというふうに私は思っております。

改めてもう一度、先ほど市長は再検討するというふうなことを申されましたので、私も頭の中にはそのコースは大体あるんですけれども、後でまた御提案申し上げたいと思いますけれども、ぜひ近々のうちにそこら辺で検討して、JTBのほうに要望していただきたいというふうに思います。

次に、マラソン大会ですけれども、フルマラソン、恐らく今は無理ですよ。というのは、やっぱりフルマラソンに参加する方がフラットコース、そして時間というものをするためにも、傾斜がきつところはどうしてもみんな嫌がる傾向があります。ですから、嬉野の場合、ややフルマラソンをつくるにはコースが難しいかなというふうに思っております。ただ、リレーマラソンについては、みゆき球場、あそこはちょっと坂道がきつい。あのコースをリレーマラソンするにはちょっときついんです。だから、もう少しみゆき公園内のコースを検討する——多目的広場から上のサッカー場に持っていくところのコースもあるかと思っておりますけれども、リレーマラソンについてはできると思しますので、ぜひ再検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

市長。（「短く」と呼ぶ者あり）

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

リレーマラソンにつきましては、ぜひ取り入れをしたいということで、実は私ども担当の課長もすぐ動きまして、協会があるそうございまして、その会長さんあたりとも協議をしまして、今、議員御発言のように、実は2キロぐらいのコースをみゆき公園の中で十分とれると、それも余り負担にならないような形でというふうに思っております。

それともう1つ、フルマラソンについては、以前、うちのほうで検討させましたのは、今の吉田のコースを延長して峰川原から大野原を回って40キロ近くということだと思ってはいたんですけど、やっぱり余りにも急坂過ぎるというふうな意見もございまして、なかなか厳しいんじゃないかなと思ひまして、まずリレーマラソンということで考えているところでございます。



以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで山口要議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時36分 散会